

杉並区産業振興計画

令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）

令和4年（2022年）5月



目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3

第2章 計画の目標と体系

1 計画の目標	6
2 計画の体系	6

第3章 計画の具体的な取組

1 中小企業に関する取組	11
2 就労に関する取組	19
3 商店街に関する取組	25
4 観光・アニメに関する取組	33
5 都市農業に関する取組	41

第4章 計画の推進に向けて

1 事業者・産業団体・区との連携	52
2 計画の進捗管理	52

参考資料

区内産業に関するデータ	54
杉並区産業振興基本条例	58
杉並区産業振興審議会条例	60
都市農業振興基本法	61

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

区は、平成12年（2000年）に策定した杉並区基本構想における産業分野の目標実現に向けて、平成15年（2003年）に杉並区産業振興計画を策定しました。以降、平成24年（2012年）の新たな杉並区基本構想の策定及び平成31年（2019年）の杉並区総合計画等の改定に合わせて、平成25年（2013年）及び平成31年（2019年）に杉並区産業振興計画をそれぞれ改定し、時代とともに変化する区内産業を取り巻く各種の課題に対応してきました。なお、平成31年（2019年）の改定では、平成26年（2014年）施行の杉並区産業振興基本条例に基づく計画に位置付けるとともに、平成27年（2015年）施行の都市農業振興基本法に定める地方計画を包含する計画としました。

平成31年（2019年）以降の日本経済は、平成24年（2012年）11月を底とした景気の穏やかな回復基調の中にありましたが、令和2年（2020年）3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大きな打撃を受けました。区の産業も例外ではなく、多くの事業者が売上の減少など厳しい経営状態に見舞われています。また、コロナ禍において、テレワークや非接触型決済サービスなどの新しい生活様式が急速に社会に浸透し、事業者の事業形態のあり方等にも大きな影響をもたらしています。

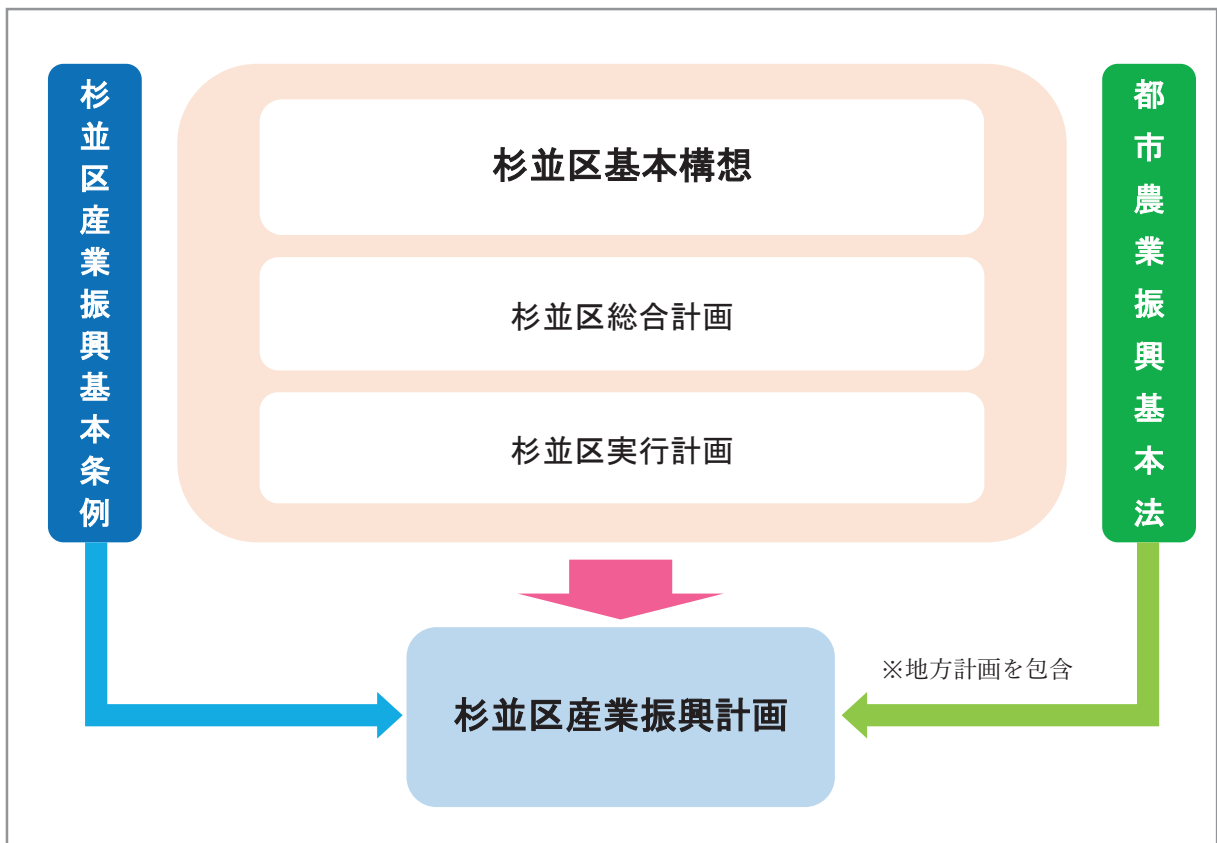
こうした中、区では、今後概ね10年程度の将来を展望した新たな杉並区基本構想を令和3年（2021年）10月に策定し、地域産業分野の取組の方向性として、「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を掲げました。

これらの経過等を踏まえ、杉並区基本構想が掲げる将来像を実現するための分野別計画として、杉並区産業振興計画を改定することとしたものです。

2 計画の位置付け

本計画は、杉並区産業振興基本条例第5条第4項に基づく計画として、区の産業振興の総合的な推進を図り、もって区民の生活の向上及び地域社会の発展に寄与するための、区と産業関係者の共通の指針とするものです。

また、杉並区基本構想が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた、地域産業分野における計画として、区の産業振興施策を展開していただくための取組方針と具体的な取組内容を総合的・体系的に示すとともに、都市農業振興基本法第10条に定める地方計画を包含した計画とします。



3 計画の期間

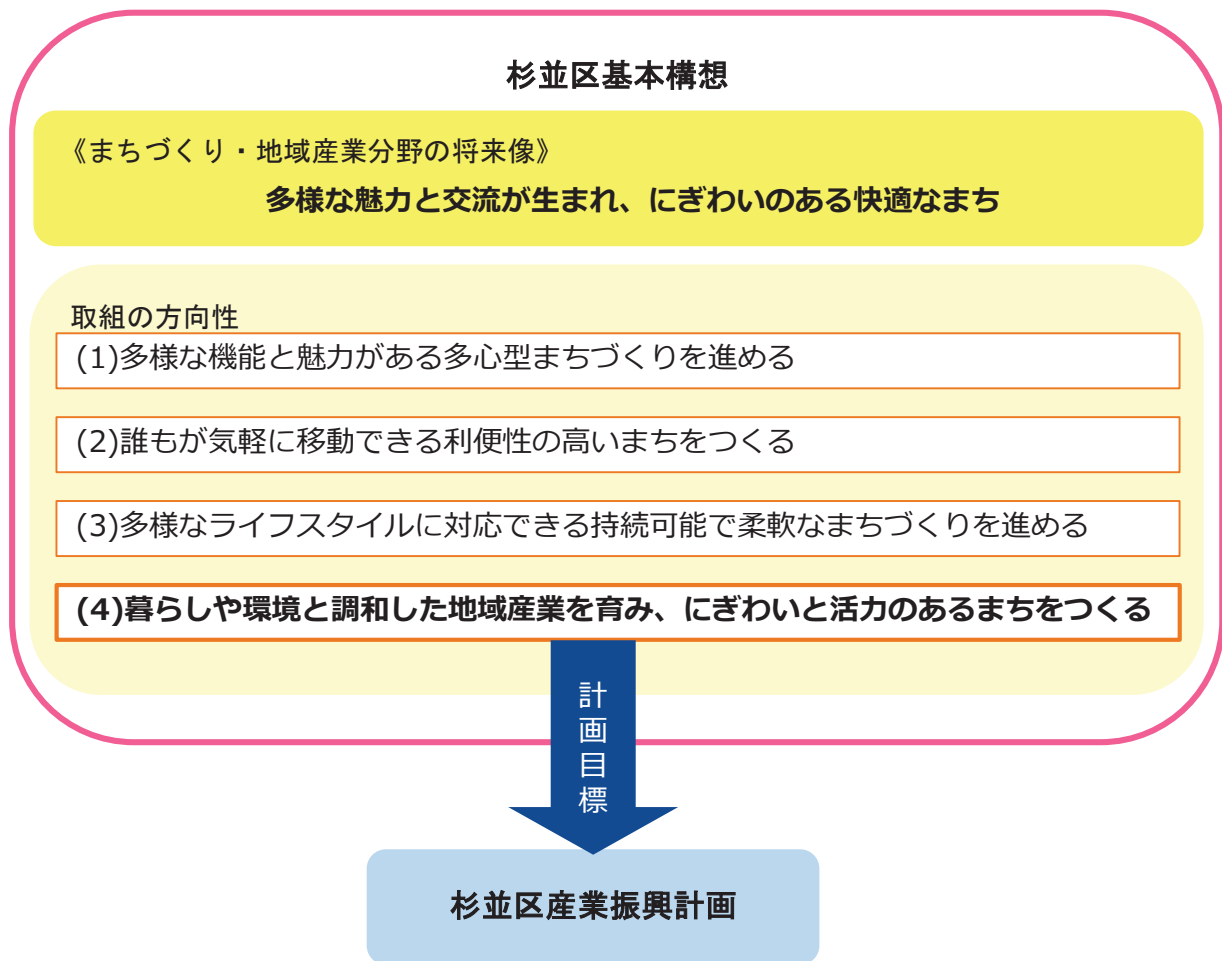
本計画の期間は、杉並区総合計画との整合性を図り、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。なお、今後の杉並区総合計画の改定等を踏まえて、所要の見直しを行います。

第2章 計画の目標と体系

1 計画の目標

杉並区基本構想では、まちづくり・地域産業分野の将来像を「多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち」とするとともに、その実現に向けた地域産業に関する取組の方向性として、「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を掲げています。

本計画は、杉並区基本構想が掲げる将来像を実現するための地域産業分野の計画であることから、この「暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる」を計画の目標とします。



2 計画の体系

本計画では、「中小企業」「就労」「商店街」「観光・アニメ」「農業」の5つの取組項目ごとに、「現状とこれまでの取組」と「今後の課題」をそれぞれ記載した上で、「取組方針と指標」と「具体的な取組内容」を総合的・体系的に示しています。

計画目標	取組項目	取組方針	具体的な取組内容	ページ
暮らしや環境と調和した地域産業を育み、にぎわいと活力のあるまちをつくる	【1】 中小企業 に関する取組	中小企業の経営力 強化と創業の促進	取組①商工相談(経営相談・創業相談)窓口の充実【重点】	17
			取組②中小企業資金融資あっせん制度の充実	
			取組③創業支援の拡充【重点】	
			取組④生産性向上の取組支援	
			18	取組⑤ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大
				取組⑥区内産業の魅力発信と分析
				取組⑦交流自治体と連携した産業交流の推進
				取組⑧福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実
	【2】 就 労 に関する取組	就労支援と多様な 働き方の推進	取組①伴走型の就労支援の充実【重点】	23
			取組②若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援の拡充【重点】	
			取組③関係機関と連携した就労支援【重点】	
			取組④就労準備訓練・社会適応力訓練の支援【重点】	
			24	取組⑤区内企業のマッチングにつながる支援
				取組⑥ワーク・ライフ・バランスの啓発促進
				取組⑦勤労者の心とからだの健康づくり支援
				取組⑧福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実(再掲)
	【3】 商 店 街 に関する取組	地域に根ざした 商店街の活性化	取組①地域ににぎわいをもたらす商店街づくりの推進【重点】	31
			取組②地域団体等との連携による地域の活性化【重点】	
			取組③快適に買い物ができる商店街づくりの推進【重点】	
			取組④安全・安心で環境にやさしい商店街づくりの推進【重点】	
			32	取組⑤専門家の派遣による商店街の経営力強化
				取組⑥創業支援の拡充<再掲>
				取組⑦商店街のデジタル化推進策の検討
				取組⑧商店街の組織力強化
取組⑨スケールメリットを生かす事業、基盤強化の支援				
【4】 観光・アニメ に関する取組	杉並の魅力を生かした にぎわいの創出	取組①産業団体等との協働・連携による杉並の魅力発信【重点】	38	
		取組②民間事業者のノウハウを活用した杉並の魅力発信【重点】	39	
		取組③区民との協働による杉並の魅力発信【重点】		
		取組④インバウンド需要の回復に向けた取組		
		40	取組⑤「なみすけ」の普及・活用等による区の知名度向上に向けた取組	
			取組⑥杉並アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出【重点】	
			取組⑦区内アニメ制作会社等との連携の推進【重点】	
		【5】 都 市 農 業 に関する取組	多面的な機能を有する 都市農業の保全	取組①都市農地の保全と適正管理【重点】
取組②都市農業の維持・継続の支援【重点】				
取組③地産地消の推進				
48	取組④杉並産農産物の魅力向上			
	取組⑤防災兼用農業用井戸の整備促進			
	取組⑥農業と福祉の連携【重点】			
	取組⑦区民が農業にふれあう場の提供			
49	取組⑧ボランティア等の活用支援			
	取組⑨各種情報媒体・イベントを活用した積極的な農業情報の発信			
	取組⑩他自治体等との連携による都市農地の保全と都市農業の振興			

【重点】＝本計画における重点的な取組

第3章 計画の具体的な取組

1 中小企業に関する取組

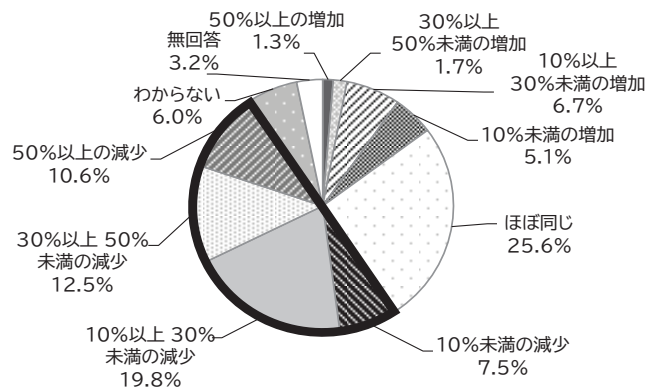
(1) 現状とこれまで（平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)）の取組

①中小企業の経営基盤の強化に関する取組

区は、産業振興センターでの商工相談に加えて、平成25年度（2013年度）から阿佐谷図書館において月1回中小企業診断士による経営相談会を実施し、中小企業の販売促進・資金繰り・労務等経営に関する相談に応じています。また、平成27年度（2015年度）に区の中小企業資金融資あっせん制度を種類や利率等の改定により見直し・拡充したほか、平成30年度（2018年度）には小規模企業小口資金や創業支援資金の限度額引上げ等を実施するなど、中小企業の資金繰り、資金調達への支援を充実させてきました。

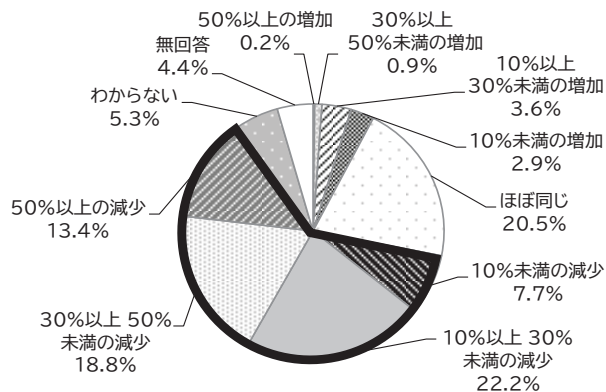
しかし、令和2年（2020年）3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大による急激な社会経済環境の変化により、中小企業の経営は大きな打撃を受け、「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、3年前と比較して、50.4%の事業者で売上高が減少しているとともに（図1）、令和元年度（2019年度）の4～9月と令和2年度（2020年度）の同時期を比較した場合、62.1%の事業者で売上高が減少しています（図2）。特に、「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」でそれぞれ88.0%、83.7%と高くなっており（図3）、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、業績の悪化が深刻となっています。

このため、区は、令和2年（2020年）3月に新型コロナウイルス感染症対策特例資金を創設し、その時々状況に応じて申込期間の延長や融資限度額の引き上げなどを行うとともに、店舗家賃負担助成や環境整備支援助成のほか、事業転換等を支援する新ビジネススタイル事業導入助成などの取組を適宜実施し、売上が減少した中小事業者の支援に努めてきました。



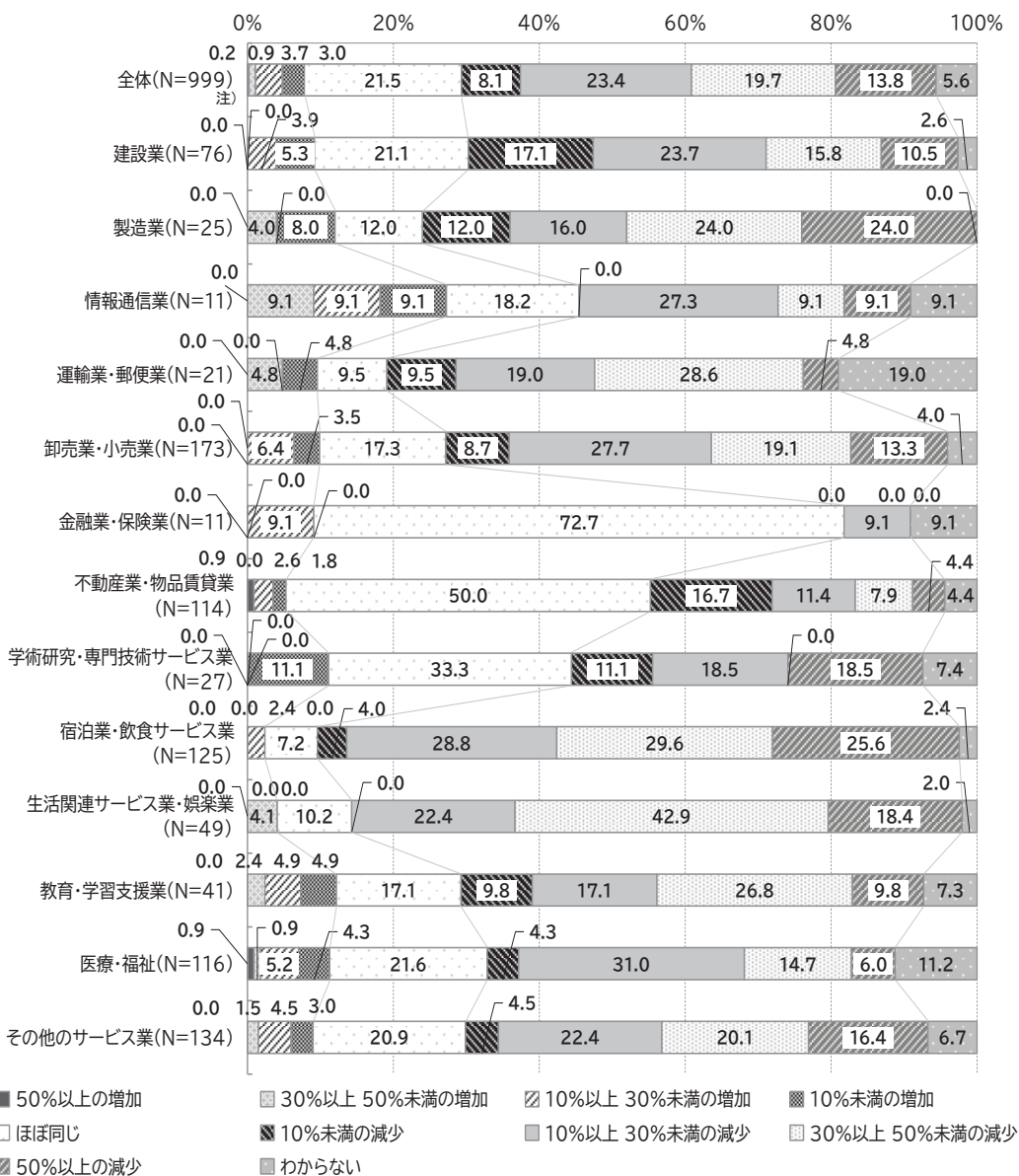
出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図1 前決算期の事業所の売上高の変化（平成29年（2017年）比）



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図2 令和元年度（2019年度）同期比の売上高の変化



注) 全体 (N=999) には、10件未満の業種（「電気・ガス・熱供給・水道業」「農林水産業」）及び「その他」の業種を含むため、「建設業」以下の各業種の件数の合計とは一致しない。

出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図3 令和元年度（2019年度）同期比の売上高の変化（業種別）

②創業促進に関する取組

近年、創業のあり方は多様化しており、兼業・副業を通じた創業や家事の隙間時間にインターネットなどを通じて小規模に商売する人も増えています。また、「2020年度新規開業実態調査」（日本政策金融公庫総合研究所）によると、創業者に占める女性の割合は21.4%と過去最高となっています。こうした創業時の課題としては、「資金繰り、資金調達」や「顧客・販路の開拓」のほか、「従業員の確保」「従業員教育、人材育成」などが挙げられます。

区は、平成26年（2014年）10月から産業競争力強化法に定める国の認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づき、産業団体や金融機関とともに、創業セミナー、商工・創業相談などの特定創業支援等事業を実施しています（図4）。当該事業による支援を受けた創業者は登録免許税の軽減等の優遇措置の適用や、中小企業資金融資あっせん制度において、低利での融資あっせんを受けることができます。また、中小企業融資あっせん制度の創業支援資金について、平成30年度（2018年度）に限度額を1,500万円から2,000万円に引き上げ、令和元年度（2019年度）には表面利率を2.0%から1.8%に引き下げるとともに、都の信用保証料補助の併用を可能としました。

なお、平成14年度（2002年度）から創業者の活動場所として創業支援施設（阿佐谷キック・オフ/オフィス）を運営してきましたが、近年、区内で民間事業者によるコワーキングスペースやシェアオフィスなどの設置が進んでいることから、令和4年（2022年）2月末をもって廃止しました。

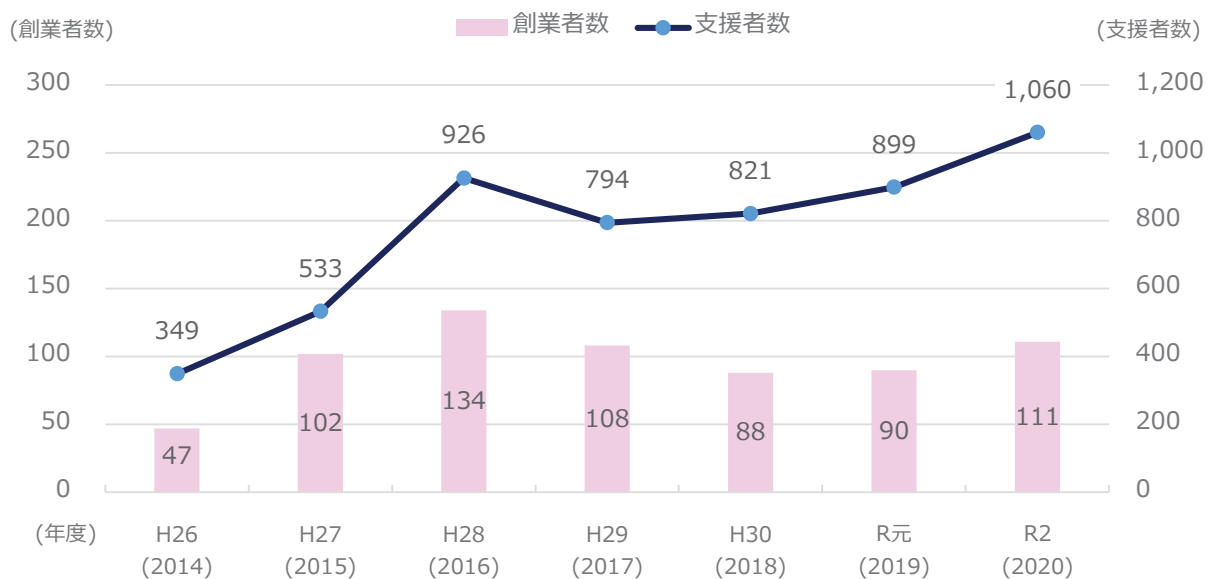


図4 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業・実績

③区内産業の活性化への取組

平成25年度（2013年度）から、産業団体と区が連携して異業種交流会を開催し、区内外における事業者間の交流の場を提供することにより、ビジネスチャンスにつながる事業の拡大・発展を図っています。

また、平成25年度（2013年度）から「すぎなみフェスタ」と同時開催している「産業フェア」や、平成28年度（2016年度）創刊の区内産業情報誌「すぎなみ産」などにより、産業団体と区が連携して区内事業者や区内産業の魅力を周知・PRしてきました。

④中小企業勤労者福祉事業に関する取組

区では、平成24年度（2012年度）から区内中小企業勤労者に対して勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）を実施してきましたが、より効率的な運営とサービスの向上を目指すために、平成26年度（2014年度）から杉並区行財政改革推進計画に基づき、同事業のあり方の検討を進めてきました。そして、平成30年度（2018年度）に、豊島区、北区、荒川区の3区の共同運営による一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターと区の勤労者福祉事業を統合し、4区により一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーげんき」を運営することとしました。区内会員数、事業所数は、平成30年度（2018年度）末時点で、それぞれ2,233人、727所でしたが、令和2年度（2020年度）末では2,018人、635所と減少しています（表1）。

表1 フレンドリーげんきの区内会員数・事業所数

（各年度末現在）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
会員数	2,233	2,119	2,018
事業所数	727	684	635

(2) 今後の課題

①アフターコロナの中小企業に対する中長期的な支援

中小企業への新型コロナウイルス感染症拡大の影響は中長期に渡ることが想定されます。特に、区の新型コロナウイルス感染症対策特例資金等を利用した中小企業においては、今後その返済が課題となっていくことなどが考えられます。引き続き、これまでの中小企業資金融資あっせん制度や商工相談を継続するとともに、産業団体、金融機関及び区が連携し、創業や新たな事業展開、業態転換、事業の承継など様々な経営課題の解決に向けた中小事業者の取組を支援していく必要があります。

②地域ににぎわいをもたらす創業への支援

区内創業者に対しては、これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度による運転資金・設備資金への低利での融資の実施など支援の拡充とともに、様々な経営課題の解決に向けて商工相談やアドバイザー派遣の充実を図り、創業者が安定して事業が継続できるよう、創業前から創業後まで切れ目なく支援を行う必要があります。また、令和3年度（2021年度）で創業支援施設（阿佐谷キック・オフ/オフィス）を廃止したことから、区内創業者への新たな支援策が求められます。

③急速に多様化する中小企業の課題への対応

デジタル技術の進展により、消費者のライフスタイルやニーズは多様化し、かつ、その変化はこれまで以上に急速になってきています。中小企業がこうした時代の変化に対応できるよう、中小企業診断士等を通して商工相談やアドバイザー派遣による専門的な支援を実施していくとともに、大学や研究機関等との連携の推進などの取組が求められます。

また、事業主の高齢化や後継者不足などが進み、事業承継が喫緊の課題となっている中、従来の家族・親戚への承継といった枠組を超え、M & A^{※1}なども視野に入れた事業承継への支援策について検討していく必要があります。

※1 M & A…Mergers and Acquisitionsの略。企業の合併・買収。広義の意味では資本提携、事業の譲渡などを含む

④中小企業勤労者福祉事業の拡充

中小企業勤労者福祉事業を実施する一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター「フレンドリーげんき」の区内会員数は減少傾向にあるため、区独自のサービスを拡充するとともに、周知・PR方法を工夫し、区と同センターで連携を図りながら会員数の増加に努めていく必要があります。

(3) 取組方針と指標

中小企業に関する取組

取組方針

中小企業の経営力強化と創業の促進

重点的な取組

- 急速に変化する社会経済状況に対応するため、区内事業者の様々な経営課題を取り扱う商工相談窓口の強化などにより、中小企業の経営基盤の強化を図ります。

＜具体的な取組内容＞ **取組①商工相談（経営相談・創業相談）窓口の充実**

- これまでの特定創業支援等事業や中小企業資金融資あっせん制度等による創業支援に加え、商店会に加入する創業者を対象として、創業当初に必要な経費の一部を助成する「創業スタートアップ助成」を新たに実施し、区内の創業促進と商店街の活性化を図ります。

＜具体的な取組内容＞ **取組③創業支援の拡充**

指標

以下の指標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を推進します。

指標名 〔 指標の説明 〕 ▶ 指標設定の考え方	現状	目標値		
		6年度 (2024年度)	9年度 (2027年度)	12年度 (2030年度)
①商工相談窓口の満足度 〔 利用者へのアンケート調査 〕 ▶ 商工相談の利用が中小事業者等が安定した事業経営を継続するための助力となっているかを測ります。	-	90%以上	90%以上	90%以上
②創業支援による創業者数 〔 特定創業支援事業の利用により区内で創業した事業者数 〕 ▶ 創業促進に関する取組の成果を測ります。	2年度 (2020年度) 111件	130件	130件	130件

(4) 具体的な取組内容

取組①商工相談（経営相談・創業相談）窓口の充実【重点】

急速に変化する社会経済状況において、多様化・高度化する経営課題の解決に取り組む中小事業者を支援するために、地域の実情に詳しい相談員（中小企業診断士）による資金繰りや事業改善策、事業承継などのきめ細かな相談や経営アドバイスを実施します。また、国や都、産業団体等と連携しながら、内容に応じた的確な相談体制を提供し、区内事業者の経営基盤を支援します。

さらに、創業やICT（情報通信技術）を活用する事業など暮らしや環境と調和した地域産業を育てていくために、相談員を適宜増員し、商工相談窓口の充実を図ります。

取組②中小企業資金融資あっせん制度の充実

創業や、安定的な経営を目指す中小事業者の経営基盤の強化、新たな事業展開、業態転換、事業承継などを支援するため、社会経済状況を踏まえて、適時、中小企業資金融資あっせん制度を見直し・拡充します。

取組③創業支援の拡充【重点】

地域の活性化や区内産業の発展、雇用創出が期待できる創業者に対して、特定創業支援等事業や相談員によるきめ細かな相談、アドバイスを実施します。さらに、商店会に加入する創業者を対象として、創業当初に必要な経費の一部を助成する「創業スタートアップ助成」を新たに実施し、区内の創業促進と商店街の活性化を図ります。

また、特定創業支援等認定事業である創業セミナーの開催回数を増やし、創業までの手続きや資金計画の立て方など、創業に必要な知識を学ぶ機会を拡充します。

取組④生産性向上の取組支援

中小企業等経営強化法に基づいて策定した区の導入促進基本計画により、先端設備を導入するなどの生産性向上に取り組む中小事業者が、固定資産税の軽減等の優遇措置を受けられるよう、支援します。

取組⑤ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大

区内外の異なる業種の事業者がビジネスの情報交換や人脈づくりを行うため、産業団体と区が連携して異業種交流会を開催します。また、国や都、関連団体などが開催する産業交流展やビジネスフェアなどにおいて、より多くの区内事業者の製品等を紹介・PRし、新たなビジネスチャンスにつなげます。

取組⑥区内産業の魅力発信と分析

区内事業者の優れた技術や製品を紹介する情報誌「すぎなみ産」等によるPR活動の充実や、大学や研究機関等と連携して新商品や新サービスの開発事業等に取り組む事業者への支援など、産業団体等と連携して区内産業の魅力を高め、発信します。

また、区内中小企業の実態と動向を調査し、区内産業の現状や課題を分析するとともに、産業団体等と共有し、中小事業者への支援策に生かします。

取組⑦交流自治体と連携した産業交流の推進

交流自治体と連携した即売会やイベントを通じて、区と交流自治体との産業交流を推進します。

また、交流自治体におけるふるさと就労体験事業など、交流自治体との連携による人的交流などを進めます。

取組⑧福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター^{※1}（愛称：フレンドリーげんき）の中小企業勤労者福祉事業において、スケールメリットを生かしつつ区独自のサービスを拡充させることにより、勤労者一人ひとりの仕事と生活の状況に合った多様なサービスを提供し、区内中小企業等の労働環境の向上と雇用の確保につなげます。

また、勤労福祉会館において、区及び指定管理者が勤労者の健康や文化・教養の向上等を図る福利厚生事業を実施します。

※1 一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター

…豊島区、北区、荒川区、杉並区の中小企業に勤務する従業員と事業主の福利厚生の向上を図るとともに、総合的な勤労者福祉事業を通じて中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とした一般財団法人

2 就労に関する取組

(1) 現状とこれまで（平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)）の取組

①就労支援センターにおける雇用支援に関する取組

「就労支援センター」では、平成24年度（2012年度）の開設以来、区と厚生労働省東京労働局、新宿公共職業安定所（ハローワーク新宿）が雇用・産業施策等を一体的に実施するとともに、福祉関係部署とも連携し、幅広い世代の求職者に対して伴走型の支援を行っています。開設当初は産業商工会館において若者就労支援コーナー（すぎJOB）とハローワークコーナーを運営しており、平成25年度（2013年度）から、ジョブトレーニング室（平成27年（2015年）3月からジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）に改称）を新たに設置しました。そして、平成26年度（2014年度）には、就労支援センターをあんさんぶる荻窪に移転し、生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）との連携を強化しました。さらに、平成30年度（2018年度）にはウェルファーム杉並への移転に伴い、ワークルームを設置したほか、各相談窓口を同一フロアに配置するなど利便性を向上させました。

就労に困難を抱える方を対象とした就労準備相談・心としごとの相談利用人数は、平成27年度（2015年度）の2,022人をピークに減少傾向にありました（図5）。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年（2020年）の都の年平均完全失業率が前年比0.8ポイント増の3.1%に上昇すると、令和2年度（2020年度）の就労準備相談・心としごとの相談利用人数は前年度比で21%増の1,821人となり、就労準備相談等から就職に至った人数についても、前年度比で52%増の175人となりました（図5）。

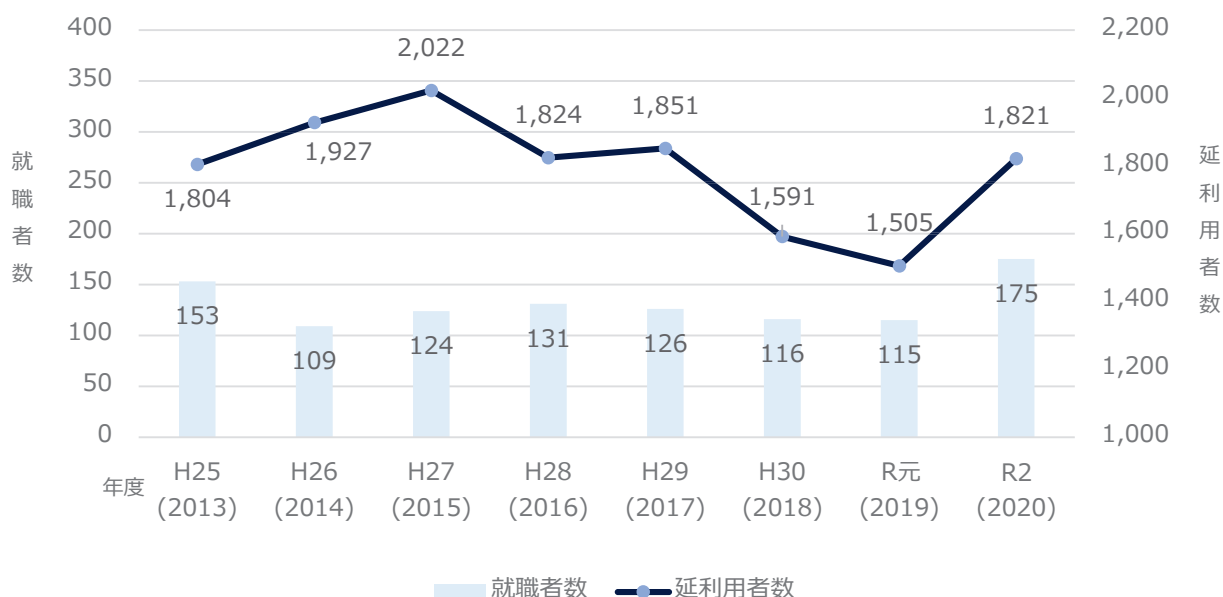


図5 就労準備相談・心としごとの相談 利用状況

②区内事業者と求職者とのマッチングに関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、雇用情勢が悪化している一方で、保育需要の高まりや超高齢社会により、保育や介護等の福祉分野で深刻な人手不足が続いています。区では、平成27年度（2015年度）から中野区やハローワーク新宿と連携して、「杉並区・中野区保育のおしごと就職相談・面接会」を開催し、当該分野の合同就職相談及び面接会を実施し、人材を必要としている区内事業者と求職者をマッチングしてきました。

また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」では、平成28年度（2016年度）から保育分野に特化したサイトを開設したほか、令和2年度（2020年度）には新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業者等に向けて、特別求人（「急募」「日払い」等）の検索システムを構築し、区内事業者の人手不足の解消と求職者の早期就職・収入確保に努めています。

③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

平成21年（2009年）の次世代育成支援対策推進法の改正により、常時雇用する従業員が101人以上の企業には、同法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届出を行うことが義務付けられています。また、常時雇用する従業員が100人以下の企業についても努力義務が課せられており、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むことが求められています。

この間、区では、健康増進やメンタルヘルス等に関するセミナー・イベントなどを実施するほか、都との共催等により、事業者や勤労者を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するなど、各種情報提供や学習機会の確保に努め、勤労者の心とからだの健康づくりを継続して支援しています。

(2) 今後の課題

① 就職に困難を抱える方への支援

就労支援センターは、これまで伴走型の支援により、様々な課題を抱える人たちの就職につなげてきました。今後も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえた上で、関係部署と連携しながら多様な就労ニーズに応じたきめ細やかな就労支援を継続していくとともに、就労に様々な困難を抱える人たちが安心して働くことのできる場の開拓が求められています。

② 区内事業者と求職者とのマッチングに関する継続的な取組

区等が実施する企業説明会や合同就職面接会等は、求職者と区内事業者を直接マッチングし、区内での雇用促進を図るとともに、区内産業の活性化につながっていくことから、今後も継続的な取組が求められます。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組

令和4年（2022年）4月から、「女性活躍推進法」の改正により、それまで努力義務とされていた「常時雇用する労働者が101人以上300人以下」の事業主について、同法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化され、働きたい女性の個性と能力を發揮できる労働環境が求められています。

誰もが健康で働き続けられるよう、引き続き勤労者に向けた心とからだの健康づくり等を支援していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性に対する事業者の認識を深めていくため、関連制度や実践方法等の情報を事業者へ提供する取組を充実することが求められています。

(3) 取組方針と指標

就労に関する取組

取組方針

就労支援と多様な働き方の推進

重点的な取組

- 就労支援センターの若者就労支援コーナー（すぎJOB）等において、就労準備相談から就職後の定着まで相談者に寄り添った伴走型支援などを実施することにより、年齢や性別等にかかわらず、就労に様々な不安や問題を抱えている方の就職につなげます。

<具体的な取組内容> **取組①伴走型の就労支援の充実**

取組②若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援の拡充

- 就労支援センターのジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）における作業体験や就労準備訓練・社会適応訓練を通じて、身体的・精神的など様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結び付かない人の就労を支援します。

<具体的な取組内容> **取組③関係機関と連携した就労支援**

取組④就労準備訓練・社会適応力訓練の支援

指標

以下の指標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を推進します。

指標名 〔 指標の説明 〕 ▶ 指標設定の考え方	現状	目標値		
		6年度 (2024年度)	9年度 (2027年度)	12年度 (2030年度)
①就労支援センターの利用により就職が決定した人数 〔 就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数 〕 ▶ 就労支援センターにおける取組の成果を測ります。	2年度 (2020年度) 465人 ^{注)}	850人以上	850人以上	850人以上
②就労支援センター若者就労支援コーナー（すぎJOB）及びジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）の満足度 〔 利用者へのアンケート調査 〕 ▶ 区が運営する就労支援センター若者就労支援コーナー（すぎJOB）及びジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）に対する利用者の評価を測ります。	2年度 (2020年度) 95%	95%以上	95%以上	95%以上

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています（参考：平成30年度（2018年度）実績 719人）。

(4) 具体的な取組内容

取組①伴走型の就労支援の充実【重点】

就労支援センターの若者就労支援コーナー（すぎJOB）では、「転職したい」、「正社員を目指している」、「自分に合う仕事が見つからない」など、就労について様々な不安や問題を抱えている方に対して、年齢や性別にかかわらず、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った専門相談員による伴走型の支援を行います。

取組②若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援の拡充【重点】

年齢や性別等により左右されることなく、誰もが就労できるよう支援を充実します。特に女性や高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、その能力を十分に発揮できるよう、関係団体等と連携してセミナーの開催や提供する求人情報の充実を図るなど、更なる就労支援に取り組みます。

取組③関係機関と連携した就労支援【重点】

国や都、区的生活自立支援窓口・福祉部門、大学などの様々な関係機関と連携して、就労支援センターの事業内容を広く周知するとともに、利用者にとってより効果的な就労支援を行います。

また、就労支援センターのジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）では、区内事業者や区立施設等の協力を得て作業体験を実施することにより、働くことへの自信と働き続ける力を育てます。

取組④就労準備訓練・社会適応力訓練の支援【重点】

就労支援センターのジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）では、身体的・精神的な要因などにより就労に困難を抱え、直ちに一般就労に結び付かない人に対して、生活自立支援窓口や福祉部門等と連携して利用者情報を共有しつつ、就労準備訓練・社会適応力訓練を実施します。

また、交流自治体と連携したふるさと就労体験事業により、求職者の社会参加の場を提供し、就労につなげます。

取組⑤区内企業のマッチングにつながる支援

区内企業と求職者のマッチングを促進するため、近隣区やハローワーク新宿と連携し、合同就職面接会やミニ面接会・ツアー面接会を行うとともに、就職活動に役立つ知識や技術を習得できる各種セミナー等を実施します。

また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」や就労支援センターホームページ、フェイスブックなどにおける情報発信の充実を図るとともに、区内事業者が求職者に対して直接業務内容を説明するセミナーを開催することにより、働きたい区民等の就労を促進し、かつ、区内企業に必要な人材の確保を支援します。

取組⑥ワーク・ライフ・バランスの啓発促進

ワーク・ライフ・バランスに対する事業者や勤労者の理解を促進するため、都や区の関係部署及び関係団体と連携した講演会の開催や、各種セミナー・イベントなどにおける情報提供の充実を図ります。

取組⑦勤労者の心とからだの健康づくり支援

メンタルヘルスやコミュニケーション、健康づくりなどに関する講演会等を開催し、誰もが健康で働き続けられるよう、勤労者の心とからだの健康づくりを支援します。

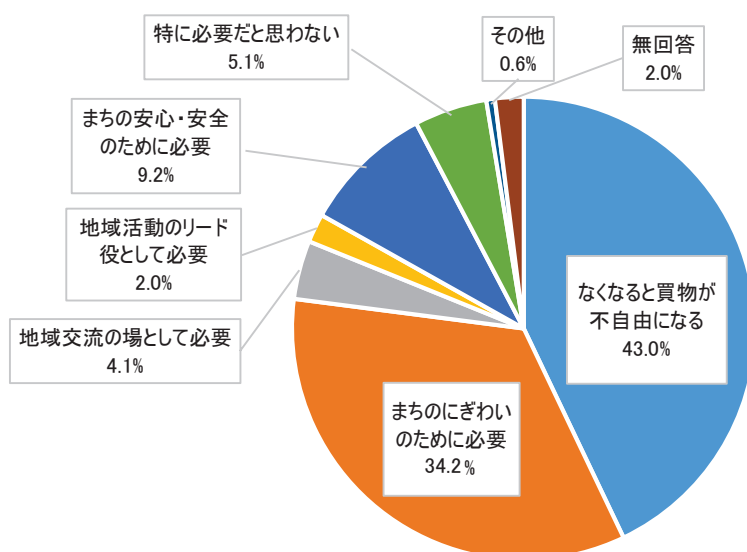
取組⑧福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実〈再掲 P18〉

3 商店街に関する取組

(1) 現状とこれまで（平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)）の取組

①地域活性化の核となる商店街づくりに関する取組

第53回杉並区区民意向調査によると、商店街が必要な理由として「なくなると買い物が不自由になる」（43.0%）に次いで、34.2%の区民が「まちのにぎわいのために必要」と回答しています（図6）。



出典：第53回 杉並区区民意向調査（令和3年10月）

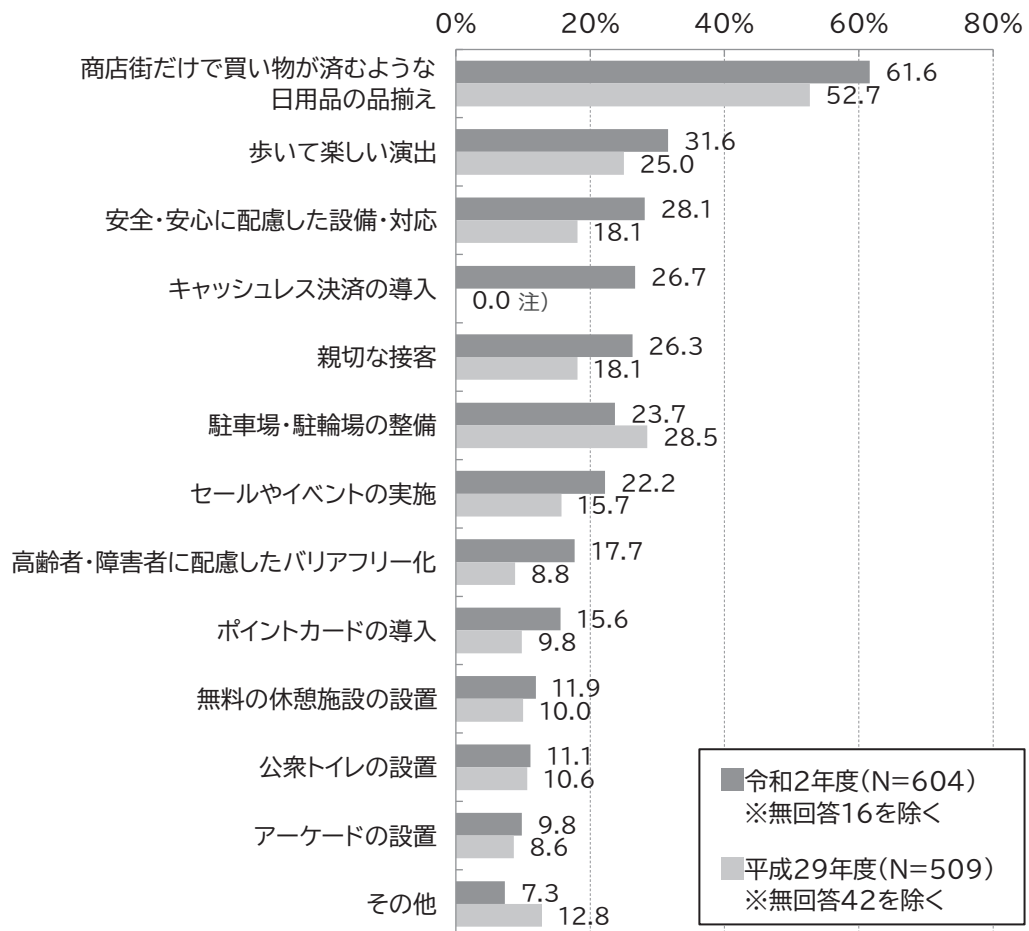
図6 商店街が必要な理由

区では、平成24年度（2012年度）から「新・元気を出せ商店街事業」等を中心として、また平成30年度（2018年度）からは「新・元気を出せ商店街事業」を継承した「商店街チャレンジ戦略支援事業」や地域団体との連携による「地域連携型商店街事業」等により、まちのにぎわいに資する商店街のイベント事業を支援してきました。

なお、平成30年度（2018年度）には、約120件のイベント事業について支援を行いましたが、令和2年（2020年）3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くのイベント事業が中止を余儀なくされており、令和2年度（2020年度）のイベント事業への支援は約40件にとどまっています。

②安全・安心な生活拠点としての商店街づくりに関する取組

「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、区民が商店街に望むものとして、「商店街だけで買い物が済むような日用品の品揃え」（61.6%）、「歩いて楽しい演出」（31.6%）に次いで、28.1%の区民が「安全・安心に配慮した設備・対応」を挙げています（図7）。「安全・安心に配慮した設備・対応」と回答した区民の割合は、前回調査（平成29年度（2017年度））と比べて、10ポイント増えています。



注)「キャッシュレス決済の導入」は令和2年度調査から追加した選択肢である。

出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図7 商店街に望むもの

区では、平成16年度（2004年度）から商店街の防犯カメラの設置等に対して補助を開始し、令和2年度（2020年度）末までに累計662台の防犯カメラが設置され、地域の防犯対策に寄与してきました。今後、防犯カメラについては、耐用年数の経過による更新へのニーズが増える見込です。

また、環境に配慮した商店街づくりとして、区は、平成21年度（2009年度）から装飾灯のLED化整備への補助を開始し、令和2年度（2020年度）末現在でLED化された装飾灯は累計3,779本、LED化率は98.7%となりました。

③商店街の経営力・組織力強化に関する取組

商店街数は平成26年度（2014年度）以降130前後で推移していますが、「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、商店街役員の約3分の2が60歳以上となっており、商店街役員の高齢化が進んでいます。

また、大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及など、商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、インターネットショッピングを利用する区民の割合は76.1%であり（図8）、特に40歳代以下の利用は90%以上となっています（図9）。さらに、キャッシュレス決済の種類は多様化しており、区民の81.6%がクレジットカードを利用しているほか、交通系電子マネー、二次元コード※1・バーコード決済の利用も、それぞれ66.4%、29.2%となっています（図10）。

※1 二次元コード…横（水平）と縦（垂直）の両方向に情報を持ち、小さな面積に多くの情報を記録できる規格

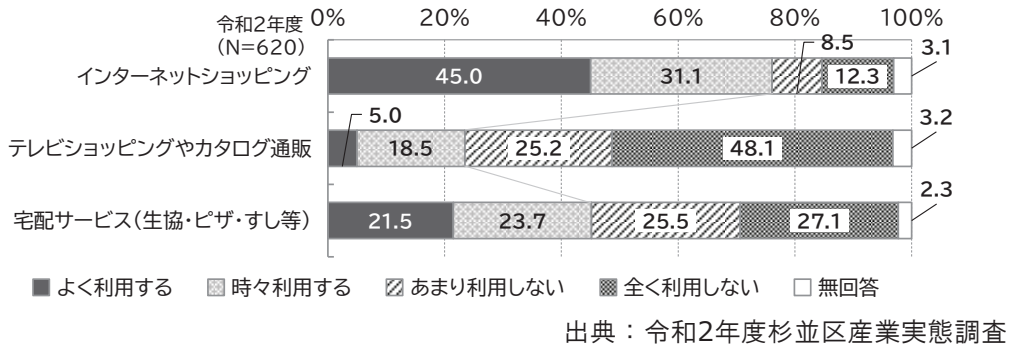


図8 インターネットショッピングや通販等の利用頻度

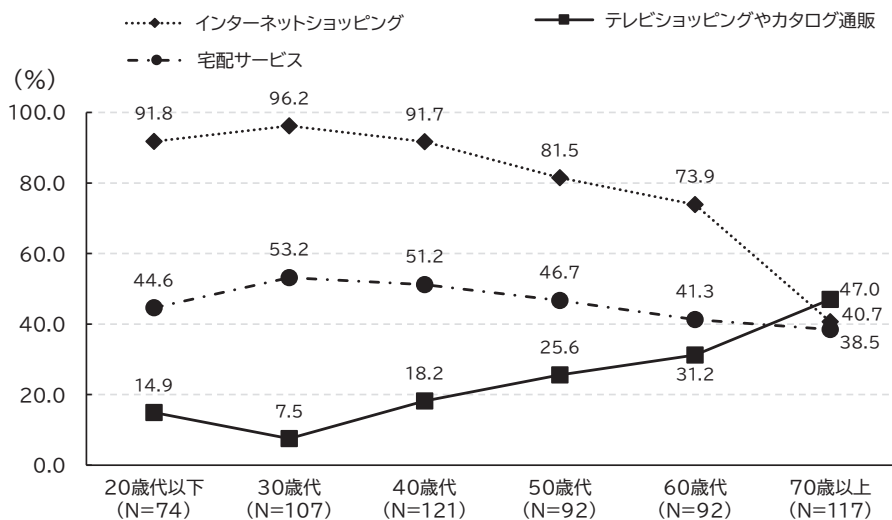
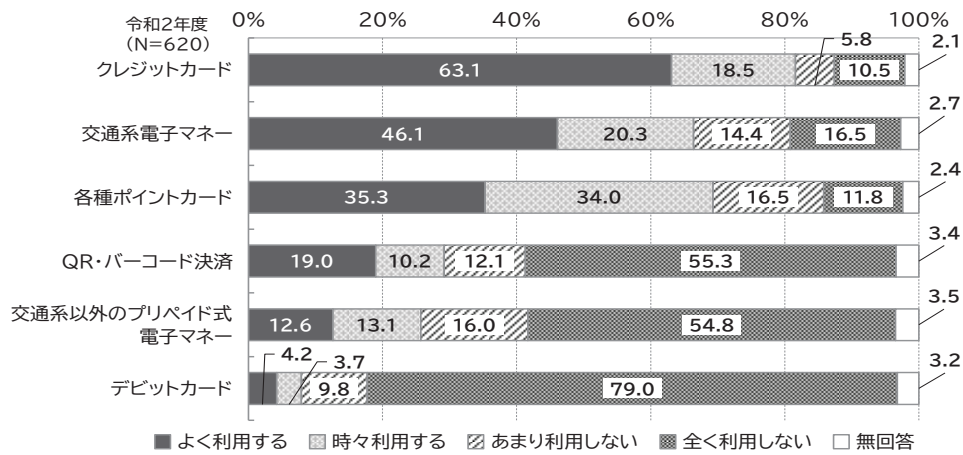


図9 インターネットショッピングや通販等を利用する割合（年代別）



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図10 キャッシュレス決済等の利用頻度

こうした中で、区は、商店街を取り巻く環境の変化等に対応できる経営や組織づくりを支援するため、平成16年度（2004年度）から中小企業診断士や消費生活アドバイザーなど幅広い分野の知見を持つ専門家を商店街に派遣する「商店街アドバイザー派遣事業」を実施しており、令和2年度（2020年度）までに延べ約70商店街へアドバイザーの派遣を行いました。

(2) 今後の課題

①地域ににぎわいをもたらす商店街づくり

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きな影響を受けた商店街について、にぎわいを取り戻すため一層の取組の強化が求められています。地域団体等と連携したイベント実施への補助など、引き続き、商店街のニーズに合った支援策を展開するとともに、活動力の低下している商店街などに対する新たなモデルとなる取組を行いつつ、今後の支援のあり方を検討していく必要があります。

②商店街施設・設備の適切な管理

老朽化したアーケードやカラー舗装などをはじめとする商店街施設の改修等に対して適切な支援を行っていくとともに、商店街の各店舗が障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応を図るなど、ハード・ソフトの両面を通じて快適な買い物環境を整備していくことが重要です。また、安全・安心で環境にやさしい商店街の形成に向けて、防犯カメラやLED装飾灯などの設置（耐用年数の経過による更新を含む。）や維持管理を着実に進めていくための継続した支援が求められています。

③商店街の後継者不足への対応

商店街役員の高齢化が進んでおり、後継者不足の解消が喫緊の課題となっている中、創業促進策により商店街への新たな人材の流入を図るなど、持続可能な商店街づくりに向けて若い世代の参画を促す取組が求められています。

④商店街の経営力強化

「商店街アドバイザー派遣事業」などにより、引き続き社会経済環境の変化に対応した商店街の経営力強化を図るとともに、商店街のデジタル化を推進するため、商店街の実情等に合った取組を進めていく必要があります。

(3) 取組方針と指標

商店街に関する取組

取組方針

地域に根ざした商店街の活性化

重点的な取組

- 商店街が企画・実施する、地域ににぎわいをもたらすイベントを支援することにより、商店街の活性化を推進します。

＜具体的な取組内容＞ **取組①地域ににぎわいをもたらす商店街づくりの推進**

取組②地域団体等との連携による地域の活性化

- 快適に買い物ができる商店街づくりのため、老朽化したアーケードやカラー舗装などの商店街施設の改修等に対して必要な支援を行います。

＜具体的な取組内容＞ **取組③快適に買い物ができる商店街づくりの推進**

取組④安全・安心で環境にやさしい商店街づくりの推進

指標

以下の指標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を推進します。

指標名 〔 指標の説明 〕 ▶ 指標設定の考え方	現状	目標値		
		6年度 (2024年度)	9年度 (2027年度)	12年度 (2030年度)
①商店街のイベントに参加したことのある区民の割合 〔 区民意向調査 〕 ▶ 地域ににぎわいをもたらす商店街づくりに関する取組の成果を測ります。	2年度 (2020年度) 42.1% <small>(令和2年度杉並区産業実態調査)</small>	45%	48%	51%
②商店街の施設・設備（アーケード、防犯カメラ、装飾灯等）について充実していると思う区民の割合 〔 区民意向調査 〕 ▶ 快適に買い物ができる商店街づくりに関する取組の成果を測ります。	—	59%	62%	65%

(4) 具体的な取組内容

取組①地域ににぎわいをもたらす商店街づくりの推進【重点】

文化、歴史など地域資源を生かした集客力を高めるイベントなど、商店街が企画・実施する様々な取組を支援することによって、地域ににぎわいをもたらす商店街づくりを推進します。また、引き続き商店街との意見交換等を通じて、商店街のニーズや地域特性に合ったより適切な支援内容の充実を図ります。

取組②地域団体等との連携による地域の活性化【重点】

商店街が町会・自治会やNPO、近隣商店街などと連携し、地域のニーズに対応して商店街を含めた地域一帯のにぎわい創出に向けて行う取組を支援することにより、地域の活性化を推進します。

取組③快適に買い物ができる商店街づくりの推進【重点】

商店街のアーケードやカラー舗装などの施設整備に要する経費の一部を支援することにより、区民が便利で快適に買い物ができる環境づくりを進めます。

また、区が実施する「杉並区心のバリアフリー協力店」※1などの取組により、障害者や高齢者、小さな子ども連れの方など誰もが利用しやすい商店街づくりを推進します。

※1 杉並区心のバリアフリー協力店

…障害者や高齢者、小さな子ども連れの方などに配慮した対応（心のバリアフリー）を心掛けていたり、区指定の設備（ベンチ、自動ドア、洋式トイレなど）が1つ以上ある「誰もが利用しやすい店」のこと

取組④安全・安心で環境にやさしい商店街づくりの推進【重点】

防犯カメラの新規設置や、今後増加する見込みの既存カメラの更新とともに、LED化した装飾灯の維持管理等に要する経費の一部を支援することにより、安全・安心で環境にやさしい商店街づくりを推進します。

取組⑤専門家の派遣による商店街の経営力強化

商店街が抱える課題の解決に向け、幅広い分野の知見を持つ専門家を「商店街アドバイザー」として派遣し、商店街の組織活動や経営力の強化に向けた支援を行います。

取組⑥創業支援の拡充<再掲 P17>

取組⑦商店街のデジタル化推進策の検討

キャッシュレス決済の普及やI o T^{※1}を活用した経営など、社会経済環境の変化に合わせた商店街のデジタル化推進策について、商店街などの関係団体と区が連携して研究・検討を進めます。

※1 I o T…Internet of Things の略。あらゆるモノがインターネットを通じてつながること

取組⑧商店街の組織力強化

ホームページやマップの作成など商店街の普及宣伝活動等への支援を通じて、商店街の魅力を高めるとともに、個店のほかチェーン店や大型店を含む加盟店舗を増やし、商店街の組織力強化を図ります。

取組⑨スケールメリットを生かす事業、基盤強化の支援

杉並区内共通商品券による商店街の利用促進など、スケールメリットを生かした取組のほか、商店街の法人化に係る費用や法人商店街の運用に係る費用の一部を支援し、商店街の基盤強化を図ります。

4 観光・アニメに関する取組

(1) 現状とこれまで（平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)）の取組

① 杉並らしさを生かした来街者の誘致に関する取組

平成25年度（2013年度）から、区内産業団体、企業、NPO、区等が協働して、「中央線あるあるプロジェクト」を実施し、JR中央線4駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）を中心とした杉並の魅力をウェブサイトやSNS等により国内外へ発信しています。中央線あるあるプロジェクトのFacebook「いいね」数は、平成25年度（2013年度）の開設から令和2年度（2020年度）末までで累計約9,900件となりました。

また、平成18年度（2006年度）から運営している区公式ウェブサイト「すぎなみ学倶楽部」では、区民ライターが区の歴史や自然、ゆかりの人、食など、様々な魅力を紹介しており、令和2年度（2020年度）のページビュー数は平成25年度（2013年度）と比較すると約1.4倍の793,691件となりました（図11）。さらに、令和2年度（2020年度）には、「なみすけInstagram」の運用を開始し、写真を中心として杉並の魅力を発信しています。

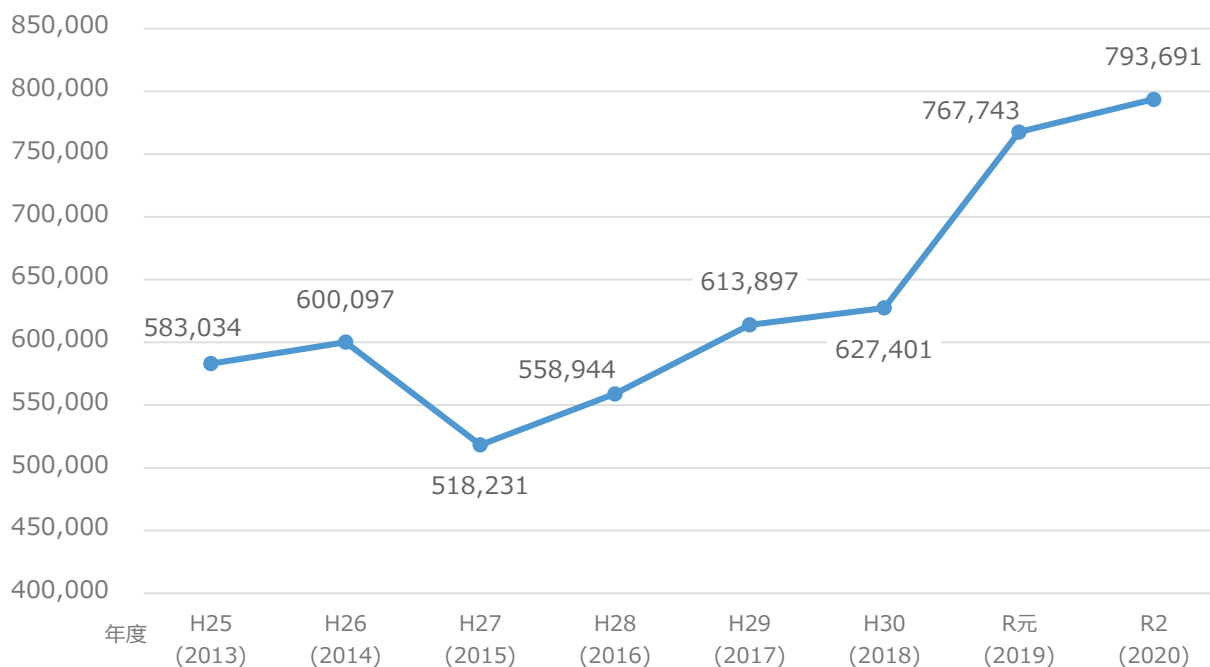


図11 すぎなみ学倶楽部ページビュー数（件）

日本政府観光局（JNTO）の資料によると、日本を訪れた外国人旅行者は、令和元年（2019年）には3,180万人を超えており、令和2年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により更なる増加が見込まれていました（図12）。しかし、令和2年（2020年）に日本を訪れた外国人旅行者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約410万人と令和元年（2019年）から約9割の減少となりました（図12）。令和3年（2021年）においても、日本を訪れた外国人旅行者は上半期までで約9万6千人にとどまっており、令和2年（2020年）を更に下回るペースとなっています。こうした状況は、区の来街者誘致に向けた取組にも大きな影響を与えています。



出典：「訪日外客数」(JNTO)

図12 訪日外国人旅行者数の推移

②アニメを活用した事業に関する取組

平成17年（2005年）に開館した杉並アニメーションミュージアムでは、「日本のアニメの歴史」から「これからの日本のアニメ」までアニメ全般を総合的に紹介する施設として、この間、企画、展示及び情報発信の充実や多言語化などに取り組んできました。杉並アニメーションミュージアムの来館者数は、平成30年度（2018年度）には過去最高の69,674人となりましたが、令和元、2年度（2019、2020年度）の来館者数はそれぞれ54,304人、20,354人と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少しました（図13）。

また、アニメ制作会社の集積地である（図14）という杉並の地域特性を生かし、平成29年度（2017年度）から中野区・豊島区及び各区の産業団体と連携^注して、「アニメ・マンガフェス」などのイベント実施や広域的な情報発信に取り組んでいます。

注）豊島区及び同区の産業団体との連携は、令和元年度（2019年度）から実施

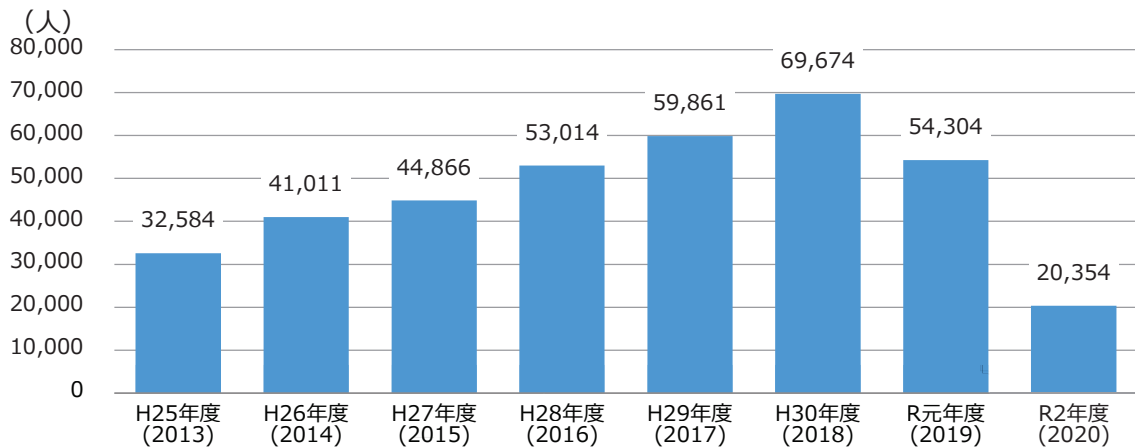


図13 杉並アニメーションミュージアム来館者数

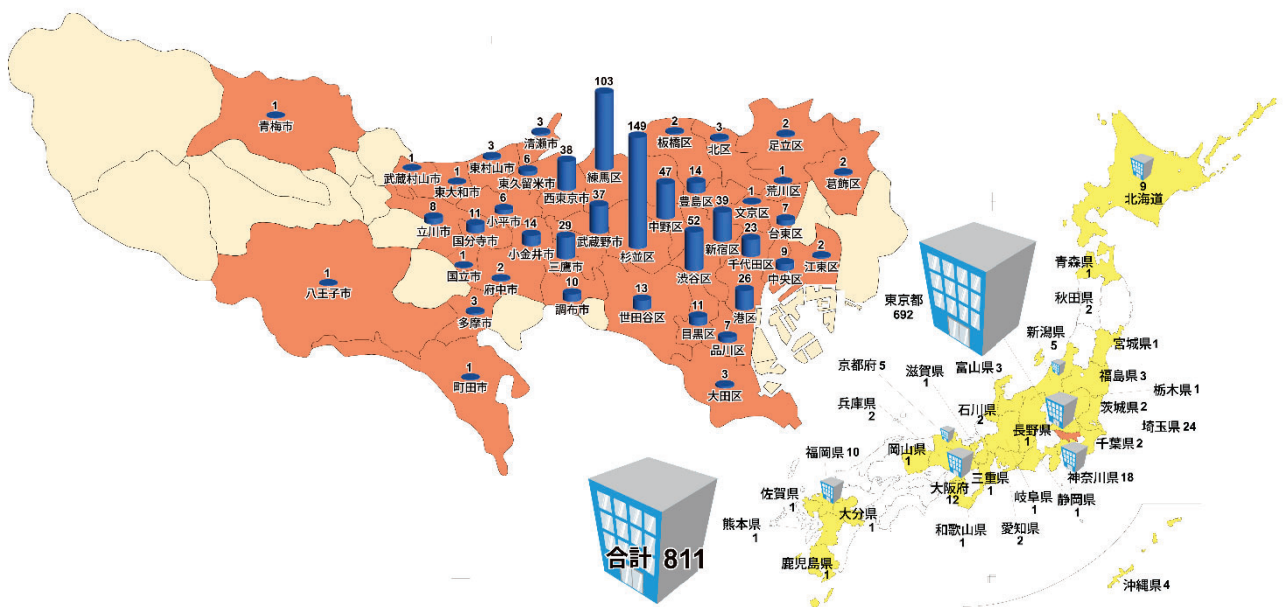


図14 日本のアニメ制作会社の分布（2020年版）

(2) 今後の課題

① 魅力発信事業の充実

J R 中央線4駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）周辺については、「中央線あるあるプロジェクト」などを通じて、引き続き効果的な魅力発信に取り組んでいくことが必要です。加えて、今後は西武新宿線や京王井の頭線沿線など他の地域においても、魅力あるイベントや各種史跡、特徴のある個店など様々な分野にわたる魅力を発信し、区内全域のにぎわい向上を図る取組が求められています。

また、区民の区への愛着心向上にもつながる「すぎなみ学倶楽部」の取組を充実していくことで、区民ならではの視点で区の様々な魅力を発信し、来街者の誘致を図っていくことが求められています。

さらに、杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」を活用して、区の更なる知名度の向上や話題づくりに効果的に取り組んでいく必要があります。

② アニメを活用したにぎわい創出の取組

杉並アニメーションミュージアムについては、地域のにぎわい創出や経済活性化を期待できる観光資源であることから、経済活性化などの効果をより高めるため、引き続き移転場所を検討するとともに、デジタルを活用した展示や企画内容の充実などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復につなげていく取組が求められています。

また、引き続き近隣自治体及び産業団体との連携により、イベントや広域的な情報発信等を実施し、「アニメのまち杉並」の地域ブランド力を更に向上させることが求められています。

(3) 取組方針と指標

観光・アニメに関する取組

取組方針

杉並の魅力を生かしたにぎわいの創出

重点的な取組

- これまでの産業団体等との協働・連携による「中央線あるあるプロジェクト」や区民との協働による「すぎなみ学倶楽部」等の取組に加え、プロポーザル方式により選定した民間事業者等を活用して、西武新宿線や京王井の頭沿線などを含めた区内全域の魅力を広く発信します。

＜具体的な取組内容＞ **取組①産業団体等との協働・連携による杉並の魅力発信**

取組②民間事業者のノウハウを活用した杉並の魅力発信

取組③区民との協働による杉並の魅力発信

- 杉並アニメーションミュージアムでは、デジタルを活用した展示の充実のほか、地域イベントへの出張ワークショップやSNSの活用による効果的な情報発信などを通じて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少した来館者数の回復を図り、にぎわいの創出につなげます。

＜具体的な取組内容＞ **取組⑥杉並アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出**

取組⑦区内アニメ制作会社等との連携の推進

指標

以下の指標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を推進します。

指標名 〔 指標の説明 〕 ▶ 指標設定の考え方	現状	目標値		
		6年度 (2024年度)	9年度 (2027年度)	12年度 (2030年度)
①区が発信する観光情報を観た人のうち杉並区を訪れたいと思う人の割合 〔 区が発信する観光情報を観た人へのアンケート調査 〕 ▶ 区が発信する観光情報が来街者誘致に寄与しているかを測ります。	-	64%	67%	70%
②杉並アニメーションミュージアム来館者数 ▶ 観光資源として位置づけている杉並アニメーションミュージアムへの来館者数によるにぎわいを測ります。	2年度 (2020年度) 20,354人 ^{注)}	36,000人	54,000人	80,000人

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績69,674人)。

(4) 具体的な取組内容

取組①産業団体等との協働・連携による杉並の魅力発信【重点】

区のほか、区内産業団体、企業、NPO等で構成される実行委員会が運営する「中央線あるあるプロジェクト」を組織し、JR中央線4駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）を中心とした魅力をホームページ・SNSやガイドブック等により発信します。

また、「東京高円寺阿波おどり」などの杉並ならではの観光資源であるイベント等について、地域の団体などと連携し、その魅力を更に高めていきます。

取組②民間事業者のノウハウを活用した杉並の魅力発信【重点】

プロポーザル方式により選定する民間事業者等を活用した「魅力発信事業」を通じて、JR中央線に加え、西武新宿線や京王井の頭線沿線などの魅力あるイベントや各種史跡、飲食店をはじめとする特徴のある店舗などの情報を発信します。また、令和6年度に開園予定の（仮称）荻外荘公園を含む荻窪三庭園※1などの観光スポットについて、AR※2や2次元コード等のデジタル技術を活用した効果的な情報発信や案内を行ってまいります。さらに、シェアサイクルやグリーンスローモビリティ※3などのMaaS（マース）※4等の活用による周遊性を高めたツアーの実施などを通じて、区内全域の「にぎわい」を生む魅力を発信します。

※1 荻窪三庭園…大田黒公園・角川庭園・（仮称）荻外荘公園

※2 AR…Augmented Realityの略。実際の画像や映像にCGを合成して、現実の世界に仮想空間を作り出す技術

※3 グリーンスローモビリティ…時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称

※4 MaaS（マース）…Mobility as a Serviceの略。ICT（情報通信技術）によるマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス

取組③区民との協働による杉並の魅力発信【重点】

区民ライターが区民目線で、区の歴史や自然、ゆかりの人、食など、様々な分野の魅力を取材・執筆する区公式ウェブサイト「すぎなみ学倶楽部」により、杉並の魅力を区民と協働して発信します。また、区公式「なみすけ」インスタグラムに、区民ライターが収集した杉並の魅力・イベントに関する写真を投稿し、来街者の誘致を図ります。

取組④インバウンド需要の回復に向けた取組

今後、再び増加が見込まれる訪日外国人観光客を区に誘致し、魅力あるまちとしてリピーターや新規来街者の獲得につながる高い評価を得ることができるよう、パンフレットやウェブサイトなどにおいて、多言語による情報発信に取り組めます。

取組⑤「なみすけ」の普及・活用等による区の知名度向上に向けた取組

杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」のデザインを取り入れた「図柄入り杉並ナンバープレート」※1や「デザインマンホール」※2などの取組を通じて、「なみすけ」の更なる普及を図り、民間事業者による「なみすけ」をデザインした商品の販売等の商用利用を促進します。

また、映画等のロケへ協力する「フィルムコミッション」などに取り組み、区の知名度向上や話題づくりにつなげます。

※1 図柄入り杉並ナンバープレート

…区の魅力を発信することを目的として、平成30年10月1日から交付を開始している「なみすけ」の図柄が入った杉並ナンバープレート

※2 デザインマンホール

…アニメ・マンガ等を活用した「デザインマンホール蓋・活用等推進事業」の一環として都との連携により設置した「なみすけ」を利用したデザインマンホール

取組⑥杉並アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出【重点】

杉並アニメーションミュージアムを観光資源として捉え、デジタルを活用した展示や企画内容の充実により、大人から子どもまで楽しめる施設にします。また、地域イベントへの出張ワークショップ（アニメ制作体験）やツイッターなどSNSの活用による効果的な情報発信を行い、にぎわいの創出につなげます。さらに、経済活性化などの効果をより高めるために、立地や施設規模等を総合的に判断し、引き続き移転場所を検討します。

取組⑦区内アニメ制作会社等との連携の推進【重点】

アニメ制作会社が日本一集積するという区の特徴を生かし、杉並アニメーションミュージアムにおいて、区内アニメ制作会社等と連携し、新作アニメのPRにつながる展示や、アニメ制作関係者等によるワークショップなどを開催します。また、アニメ制作過程における「ロケハン」※1協力などを通じて、新たな聖地の創出や魅力の向上を図ります。

※1 ロケハン…ロケーション・ハンティングの略。アニメ制作におけるロケハンとは、作品のモデルとなる場面のイメージを明確にするため、適切な場所を探すこと

取組⑧近隣自治体等との連携によるアニメ等を活用した広域的な情報発信

中野区、豊島区などの近隣自治体や産業団体と連携し、すぎなみフェスタと同時開催している「アニメ・マンガフェス」などを通じて広域的な情報発信を行い、「アニメのまち杉並」として地域ブランディングを推進し、にぎわいの創出を図ります。

5 都市農業に関する取組

(1) 現状とこれまで（平成25年度(2013年度)～令和3年度(2021年度)）の取組

①都市農地の保全に向けた取組

区では、都市農地の保全を図るため、平成26年度（2014年度）に、農業者に対して農業経営に必要な施設整備・物品購入等を支援する「杉並区営農活動支援補助制度」を創設し、7年間で170件の補助を実施してきました。また、平成28年度（2016年度）には、自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善に意欲的に取り組む農業者を支援する「認定農業者制度」を創設し、5年間で23名を認定するなど、農業の維持・継続支援を拡充してきました。しかしながら、高齢化や後継者不足等により農家戸数の減少が続いており、令和3年（2021年）4月現在の区内の農家戸数は127戸で、平成25年（2013年）4月の160戸に比べて約21%減少しました（図15）。区内の農地面積についても、令和3年（2021年）4月現在では38.6haとなっており、平成25年（2013年）4月の48.0haに比べて約20%減少しました（図15）。なお、「東京都農作物生産状況調査報告書」（令和3年3月発行）によると、令和元年（2019年）産の区内農業産出額は3億600万円と、平成22年（2010年）産の3億4千万円に比べて10%減少にとどまっています。（図16）

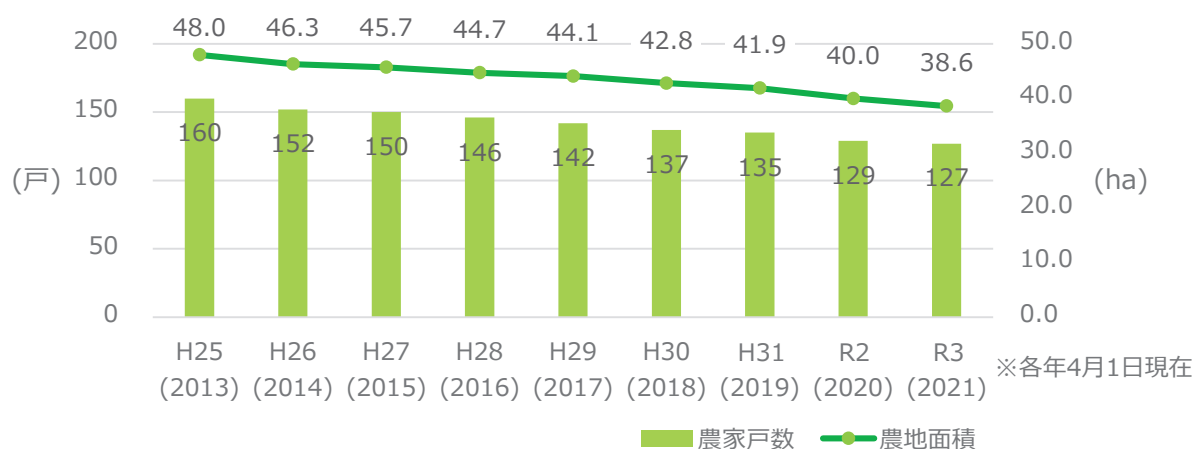
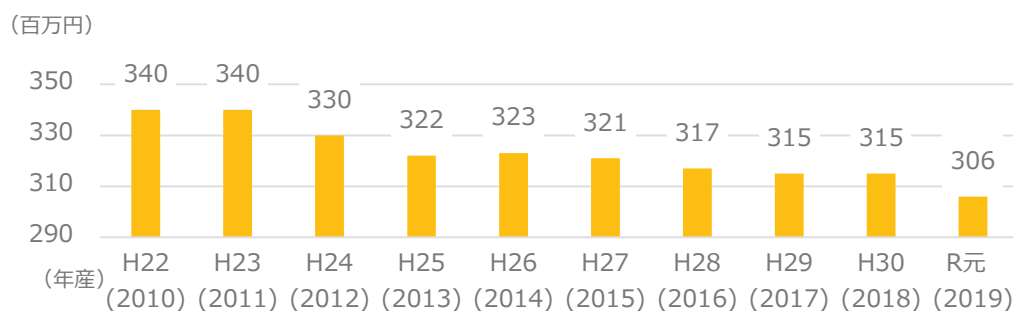


図15 区内農家戸数と農地面積の推移



出典：東京都農作物生産状況調査報告書

図16 区内農業産出額

②地産地消に向けた取組

区内の農地では、都市農業の特徴でもある少量多品目の農産物が生産されており、トマト、ダイコン、キャベツなど食卓に身近な野菜のほか、花きなど様々な農産物が栽培されています（表2）。杉並産農産物は庭先販売が多くなっていますが、各種即売会や共同直販所による販売も行われており、区では、農産物直販マップや区公式ホームページ等を通じて、これらの販売情報の周知を図ってきました。「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、「杉並産の野菜、果物や花などを購入したことがある」区民の割合は46.6%であり、前回調査（平成29年度（2017年度））の36.5%に比べて約10ポイント増加しています（図17）。

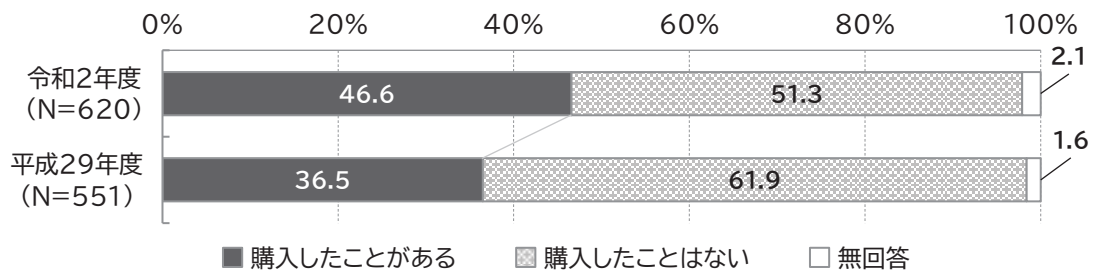
表2 主な栽培品目（隣接自治体との比較）

出典：東京都農作物生産状況調査報告書（令和元年産）

杉並区		練馬区		中野区		世田谷区		武蔵野市	
品目(野菜)	収穫量(t)	品目(野菜)	収穫量(t)	品目(野菜)	収穫量(t)	品目(野菜)	収穫量(t)	品目(野菜)	収穫量(t)
トマト	87	キャベツ	1,847	カリフラワー	20	ダイコン	78	ダイコン	94
ダイコン	81	ダイコン	611	ダイコン	7	パレিশョ	66	キャベツ	50
キャベツ	53	パレিশョ	206	トマト	7	キャベツ	62	ニンジン	47
パレিশョ	37	ブロッコリー	151	パレিশョ	5	トマト	61	コマツナ	40
コマツナ	25	ネギ	140	カンショ	2	サトイモ	32	パレিশョ	35
ネギ	23	コマツナ	119	ネギ	2	ネギ	32	ネギ	22
ブロッコリー	18	エダマメ	115	ブロッコリー	2	コマツナ	30	ブロッコリー	22
エダマメ	12	スイートコーン	100	エダマメ	1	エダマメ	28	スイートコーン	17
サトイモ	11	ホウレンソウ	86	サトイモ	1	カンショ	26	エダマメ	16
スイートコーン	10	サトイモ	61	スイートコーン	1	ブロッコリー	26	サトイモ	12

杉並区		練馬区		中野区		世田谷区		武蔵野市	
品目(果樹)	収穫量(t)	品目(果樹)	収穫量(t)	品目(果樹)	収穫量(t)	品目(果樹)	収穫量(t)	品目(果樹)	収穫量(t)
カキ	11	カキ	74	ウメ	0	ウンシュウミカン	18	ニホンナシ	17
キウイフルーツ	5	ブドウ	38	ウンシュウミカン	0	クリ	5	ブドウ	10
クリ	5	ブルーベリー	29	カキ	0	ウメ	4	カキ	9
ウメ	2	ウメ	74	キウイフルーツ	0	ブドウ	4	キウイフルーツ	4
ブルーベリー	2	クリ	1	ブルーベリー	0	カキ	3	ブルーベリー	3
ウンシュウミカン	0	ウンシュウミカン	4	—	0	ブルーベリー	3	クリ	1

※表示単位に満たないものは「0」で表記、該当なしは「—」で表記



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図17 杉並産の農産物の購入状況

また、杉並産農産物の地産地消に向けた取組を推進するため、平成26年度（2014年度）から生産者や農業委員等をメンバーとする地産地消推進連絡会を開催し、平成27年度（2015年度）に同連絡会の提案により、杉並の農家の魅力を紹介する区内農業情報誌「杉並農人」を創刊しました。

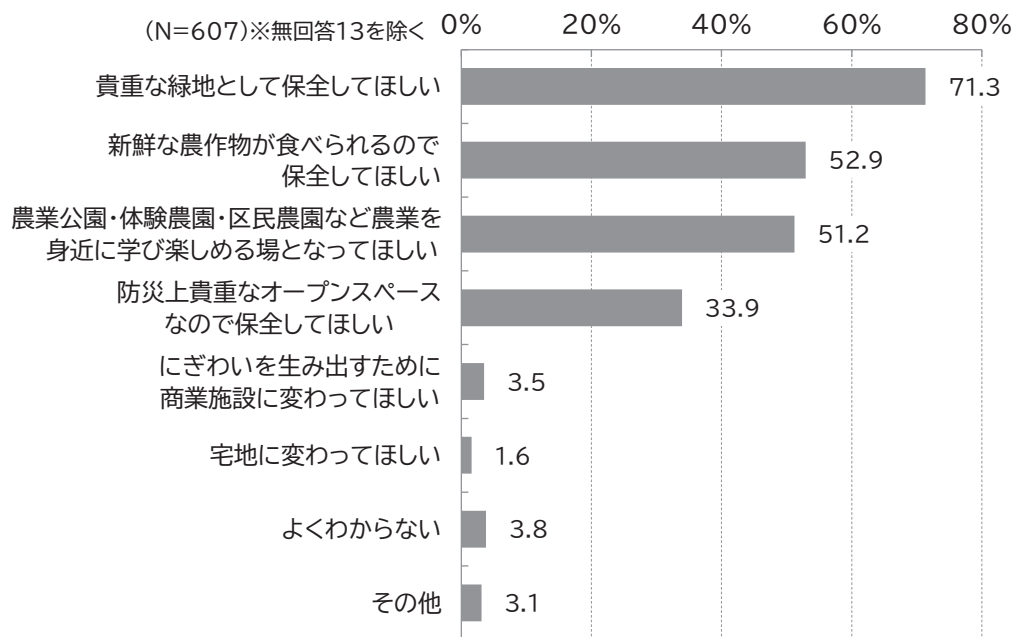
さらに、平成20年度（2008年度）から杉並産野菜を区内小中学校の学校給食に使用する「地元野菜デー」や農家による訪問授業を実施しているほか、平成29年度（2017年度）に開園した上井草二丁目団体利用農園では、専門家の意見を伺いながら、学校給食向けの食材や「杉並らしさ」を生かした新作物について検討を行っており、江戸東京野菜「のらぼう菜」の普及などにも取り組んでいます。

③農業と福祉の連携（農福連携）に関する取組

都市農地の保全と都市農地が持つ多面的な機能を福祉分野において効果的に活用していくため、区は、令和元年度（2019年度）から23区で初となる農福連携農園の整備と試験的作付けを開始しました。区民ボランティアによる農作物の栽培や障害者施設等への区画の貸出などにより、高齢者・障害者等のいきがい創出や健康増進などにつながる取組を実施しています。なお、農福連携農園は管理棟の整備を終えて、令和3年（2021年）4月に全面開園し、愛称を「すぎのご農園」としました。

④都市農業への理解を深める取組

「令和2年度杉並区産業実態調査」によると、区内の農地について、「貴重な緑地として保全してほしい」（71.3%）や「新鮮な農作物が食べられるので保全してほしい」（52.9%）など、保全を希望する区民の割合に比べて、「商業施設に変わってほしい」（3.5%）や「宅地に変わってほしい」（1.6%）といった他用途への転換を希望する区民の割合は極めて低くなっています（図18）。また、「農業公園・体験農園・区民農園など農業を身近に学び楽しめる場となってほしい」と思う区民の割合は51.2%となっており、農業体験等に強い関心が寄せられています（図18）。



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

図18 区内の農地面積の減少についての意見

こうした状況を踏まえ、区では、区民農園の運営や農家が運営する農業体験農園への支援のほか、平成28年度（2016年度）には区内初となる農業公園「成田西ふれあい農業公園」を、平成29年度（2017年度）には幼稚園・保育園などの団体が収穫体験できる農園「上井草二丁目団体利用農園」を開園しました。また、令和3年度（2021年度）には23区初の取組となる「農福連携農園（すぎのご農園）」を全面開園し、区民が農に触れ合う場と機会を拡充しています。そのほか、「農業祭」や即売会などの開催により、区民に対して杉並農業の魅力を広くPRし、農業への理解促進を図っているところです。

(2) 今後の課題

① 都市農地の保全と都市農業の担い手の支援

都市農地を保全していくためには、農業の担い手の確保が喫緊の課題となっており、農業収益の向上を図り、生業として成り立つことが必要不可欠です。そのため、消費者に近く、少量多品目型という杉並における農業の特徴を最大限に生かして地産地消の取組を推進するほか、農業者、農業関係団体、近隣自治体と連携し、国や都に対して法改正や必要な支援制度の拡充などを働きかけていく必要があります。また、「生産緑地法」の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」などの新たな農地保全制度の活用に向け、農業者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を図り、農地の有効活用につなげていく必要があります。

さらに、農業者に対する農業指導や新たな品種栽培の助言などを継続的に実施するとともに、デジタル技術の活用による農作業の省力化や農産物の高品質化についても情報収集及び研究を進めていく必要があります。

② 都市農地の持つ多面的機能の発揮

都市農地は、新鮮な農産物の供給などの役割のほか、災害時の防災空間、環境保全、良好な景観の形成、農業体験・学習や交流の場など多面的な機能を有しており、これらの機能を十分に発揮させるため、引き続き農業者や農業関係団体と区が連携して取組を進めていく必要があります。特に、農福連携農園（すぎのご農園）においては、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援などの継続した取組とともに、区民・地域と連携した活動により、都市農地の持つ多面的な機能をPRしていく必要があります。

(3) 取組方針と指標

都市農業に関する取組

取組方針

多面的な機能を有する都市農業の保全

重点的な取組

- 新たな農地保全制度の活用等の推進により、農地の保全を図るとともに、「杉並区営農活動支援補助制度」の充実や農業者への技術指導、デジタル技術を活用した農業の検討などにより、農業の維持・継続を支援します。

<具体的な取組内容> **取組①都市農地の保全と適正管理**

取組②都市農業の維持・継続の支援

- 農福連携農園（すぎのご農園）において、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、収穫物を活用した福祉施設等の運営支援に加え、農地を活用した障害者の就労につながる取組や子どもから高齢者まで楽しみながら参加できるイベント等を区民・地域と連携して進めます。

<具体的な取組内容> **取組⑥農業と福祉の連携**

指標

以下の指標を設定し、その達成に向けて重点的な取組を推進します。

指標名 〔 指標の説明 〕 ▶ 指標設定の考え方	現状	目標値		
		6年度 (2024年度)	9年度 (2027年度)	12年度 (2030年度)
①区内農地面積の減少率(前年比) ▶ 農地・農家戸数ともに減少している中、農地保全に関する取組により、農地の減少に歯止めをかけられているかを測ります。	平成24年度～令和3年度 (2012年度～2021年度)の平均 2.6%	令和4年度～令和6年度 (2022年度～2024年度)の平均 1.3%	令和4年度～令和9年度 (2022年度～2027年度)の平均 1.3%	令和4年度～令和12年度 (2022年度～2030年度)の平均 1.3%
②区内農業産出額 (東京都農作物生産状況調査報告書(東京都産業局)による杉並区の農業産出額) ▶ 農業者への支援・育成に関する取組等が農業者の営農に寄与しているかを測ります。	元年産 (2019年産) 306百万円	4年産 (2022年産) 320百万円	7年産 (2025年産) 320百万円	10年産 (2028年産) 320百万円

(4) 具体的な取組内容

取組①都市農地の保全と適正管理【重点】

農業委員会やJ A等と連携して、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」に基づく生産緑地の貸借や生産緑地地区の追加指定などの新たな農地保全制度の活用を推進するとともに、農地所有者が実施する体験農園やイベント農園などの有効活用に向けた取組を検討し、「農の風景・景観」の保全を図ります。

具体的には、農地所有者に対する農地の活用意向等に係る調査を定期的実施し、都市農地貸借法に基づく貸借制度の活用など、一人ひとりの農地所有者のニーズに応じた一層きめ細やかな相談・支援を行い、農地の保全と適正管理につなげます。

取組②都市農業の維持・継続の支援【重点】

農業を維持・継続するための「杉並区営農活動支援補助制度」などについて、農業者の意見を反映しながら充実を図るとともに、効率的で安定した農業経営を目指す認定農業者の営農活動を支援し、農業の経営基盤の強化を促進します。

また、農業の担い手に対する技術指導や新たな品種栽培指導、資機材等に対する支援、A I ・ I C T（情報通信技術）等を活用した農業の検討などを農業関係団体と連携して実施します。

取組③地産地消の推進

区内農業者やJ A、農業団体等が実施している直売所や即売会に関する情報を、直販マップや区公式ホームページ等で発信するとともに、「地元野菜デー」等による区内小中学校での給食や区内飲食店での活用などを進めます。また、農業者の生産力向上の取組や生産時期等の計画策定などの支援とともに、地産地消推進連絡会を開催し、民間事業者の視点など幅広く意見を取り入れながら、地産地消を推進します。

取組④杉並産農産物の魅力向上

J Aや東京都農業改良普及センター、学校栄養士会等と連携しながら、上井草二丁目団体利用農園の圃場において、消費者や学校給食のニーズにあった品種の生産、有機農法での栽培などについて検討を進め、「杉並産農産物」の魅力向上に向けた取組を実施します。

取組⑤防災兼用農業用井戸の整備促進

平常時は、農業用水として良質な農産物生産に利用でき、また災害時には、近隣住民の生活用水として活用できる防災兼用農業用井戸については、設置に係る費用の一部を支援し、整備促進を図ります。また、農地の防災機能を区民に周知する取組を実施します。

取組⑥農業と福祉の連携 **【重点】**

令和3年（2021年）4月に全面開園した23区初となる農福連携農園（すぎのご農園）では、障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、収穫物の提供による福祉施設等の運営を支援します。また、障害者の就労につながる取組や子ども食堂、サロン活動の開催とともに、子どもから高齢者まで楽しみながら参加できるイベントの実施など、更なる運営の充実に向けて、農園を活用した区民・地域との連携事業を進めます。

取組⑦区民が農業にふれあう場の提供

農業が住宅地の中にあるという杉並の特徴を生かした成田西ふれあい農業公園や区民農園、農福連携農園（すぎのご農園）を通じて、区民が農業に触れ合う場を提供します。また、農業者自らが指導する農業体験農園を支援するとともに、農業者が行う農業体験イベントなど区民が農業に親しみを感じる機会を提供しつつ、都市農業や農地保全の大切さについて、区民の理解促進に取り組みます。

取組⑧ボランティア等の活用支援

高齢等の理由から耕作が困難又は不十分となった農業者に対して、農業が継続できるよう、耕作意欲のある援農ボランティア等の活用を支援します。

また、成田西ふれあい農業公園において実施する講座受講修了者によるサポーター制度や、農福連携農園（すぎのご農園）における公募ボランティアに対して、ステップアップ研修や専門家による講習会を実施するとともに、農作業やイベント補助などの農園運営を通じて、新たな農業の担い手の育成につなげます。

取組⑨各種情報媒体・イベントを活用した積極的な農業情報の発信

杉並産農産物の販売情報や生産者の情報と共に、都市農地の持つ防災機能や環境保全機能などの多面的な機能と魅力を区公式ホームページや農業情報誌「杉並農人」等により広く発信し、区民の理解促進を図ります。また、農業祭や、地域、商店街、観光事業などのイベントと連携して都市農地の魅力と重要性を周知します。

取組⑩他自治体等との連携による都市農地の保全と都市農業の振興

都市農地の保全と都市農業の振興のため、杉並区・世田谷区・J A 東京中央の三者による共同会議を開催し、農地保全制度に係る取組の研究や、農業振興に関する意見交換及び情報共有を行うほか、農地関係法令や相続税等の税制改正・改善に向け、農業委員会やJ A、東京都農業会議、他区市と連携して、国や東京都に働きかけます。

また、交流自治体が実施する物産展と連携して即売会を開催し、区内農産物のPRを図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1 事業者・産業団体・区との連携

事業者、産業団体及び区は、「杉並区産業振興基本条例」に基づき、それぞれの責務を果たしていくとともに、共通の認識を持って相互に協力し、区内産業のPRや区内消費拡大の推進などにより、産業の振興を図ります。

また、区は、これらの産業団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、当該産業団体への加入促進及び基盤強化を図るとともに、活動の促進及び活性化に取り組みます。

2 計画の進捗管理

計画を着実に推進していくために、杉並区産業振興審議会^{※1}において各年度における計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、区内産業団体の意見を聴取し、取組の方法や内容等の適切な見直しを定期的・継続的に行っていきます。

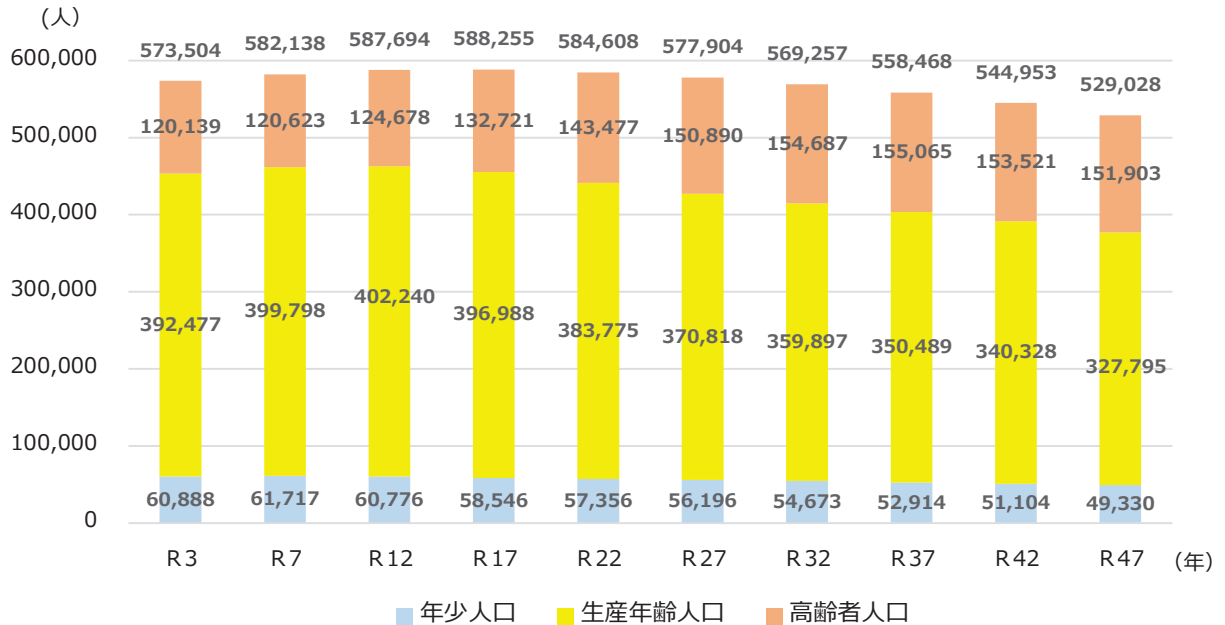
※1 杉並区産業振興審議会…区内の産業団体に属する者や産業関係者、学識経験者等の委員28人以内で組織する、産業の振興に関して必要な事項を調査審議するための区長の附属機関

參考資料

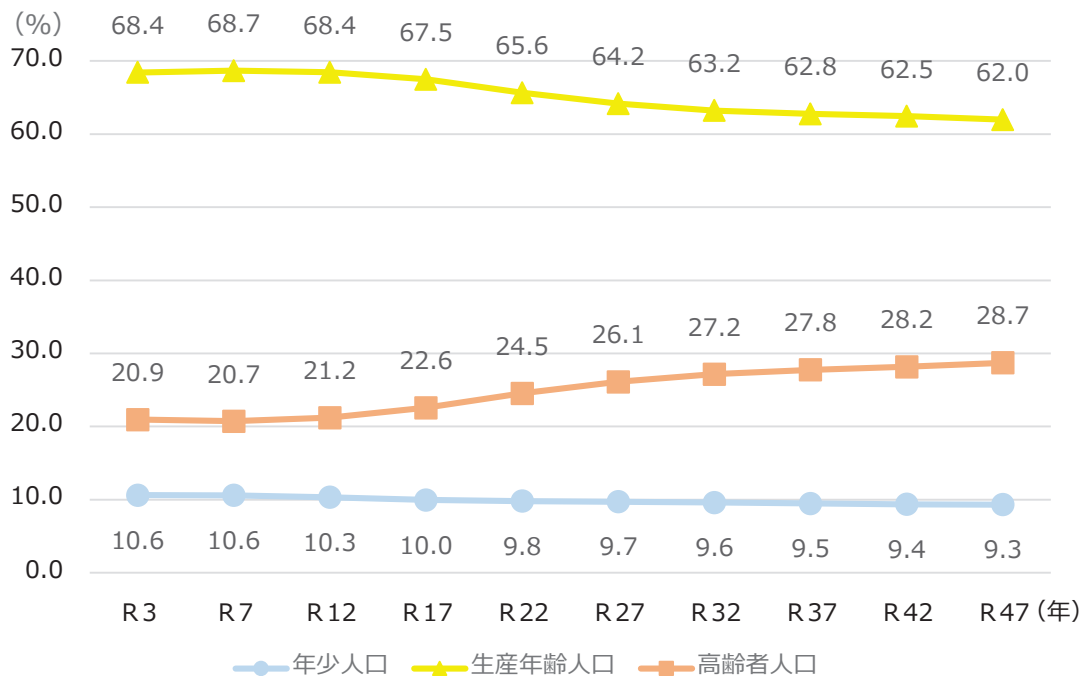
区内産業に関するデータ

杉並区の将来人口推計

●人口の推移



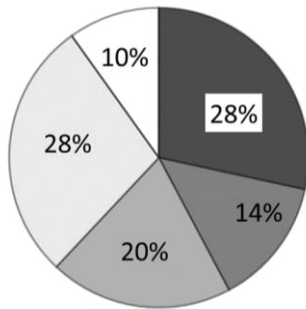
●人口構成割合の推移



出典：杉並区総合計画 杉並区実行計画第1次（令和4年3月） 第1章 総論

区内事業者の創業年数

●創業年数の割合 n=19,636



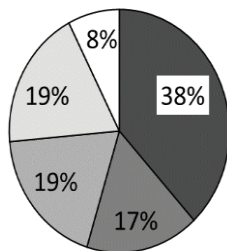
- 創業36年以上(1984年以前に創業)
- 創業26～35年(1985～1994年に創業)
- 創業16～25年(1995～2004年に創業)
- 創業6～15年(2005～2014年に創業)
- 創業5年以下(2015年以降に創業)

●創業年数の割合(業種別)

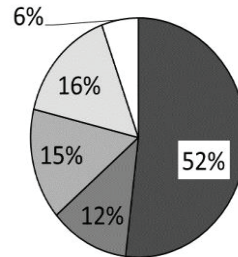
※19,636事業所のうち、
n<15の「農業」
(n=13)、「電気・ガス・熱供給・水道業」
(n=12)、「不明」
(n=4)は除く

- 創業36年以上
(1984年以前に創業)
- 創業26～35年
(1985～1994年に創業)
- 創業16～25年
(1995～2004年に創業)
- 創業6～15年
(2005～2014年に創業)
- 創業5年以下
(2015年以降に創業)

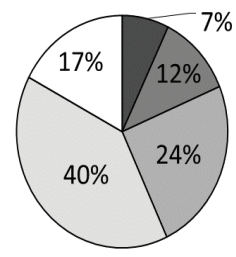
建設業 (n=1227)



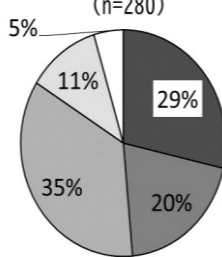
製造業 (n=472)



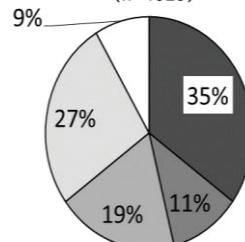
情報通信業 (n=713)



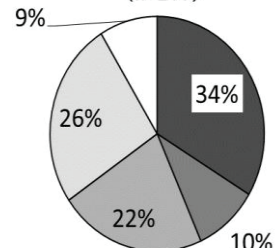
運輸業, 郵便業 (n=280)



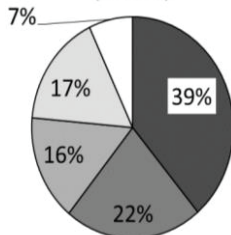
卸売業, 小売業 (n=4025)



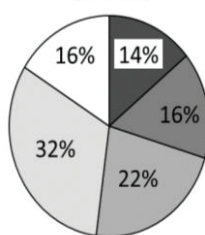
金融業, 保険業 (n=217)



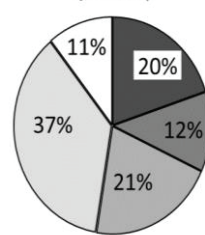
不動産業, 物品賃貸業 (n=3090)



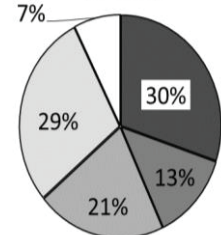
学術研究, 専門・技術サービス業 (n=1432)



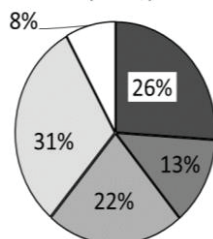
宿泊業, 飲食サービス業 (n=2635)



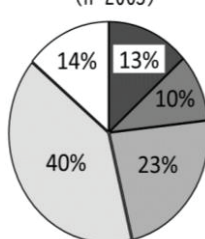
生活関連サービス業, 娯楽業 (n=1614)



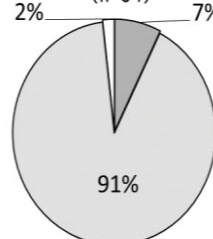
教育, 学習支援業 (n=776)



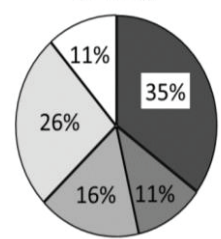
医療, 福祉 (n=2063)



複合サービス事業 (n=54)

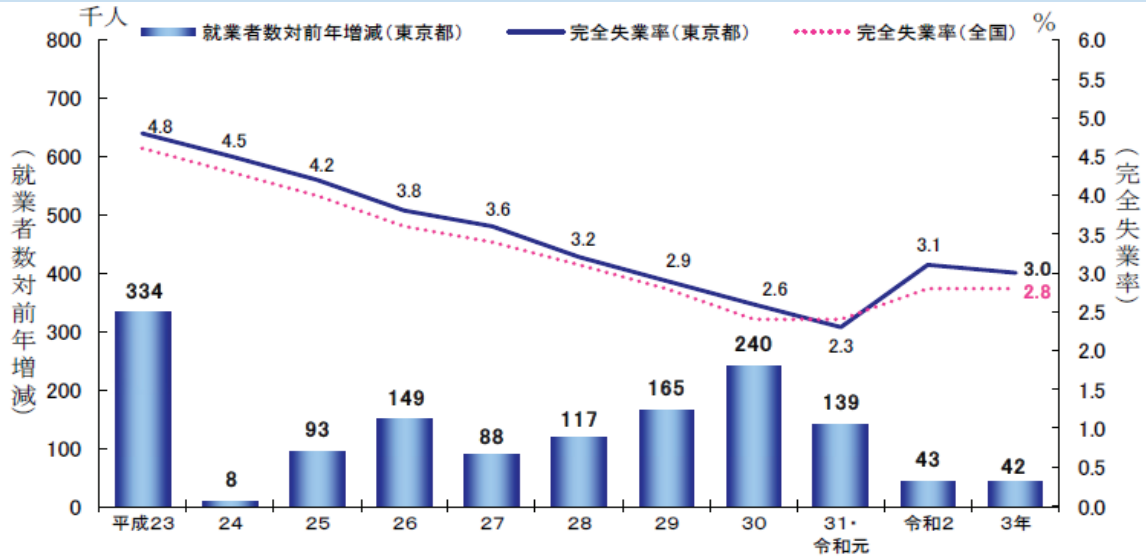


サービス業(他に分類されないもの) (n=1009)



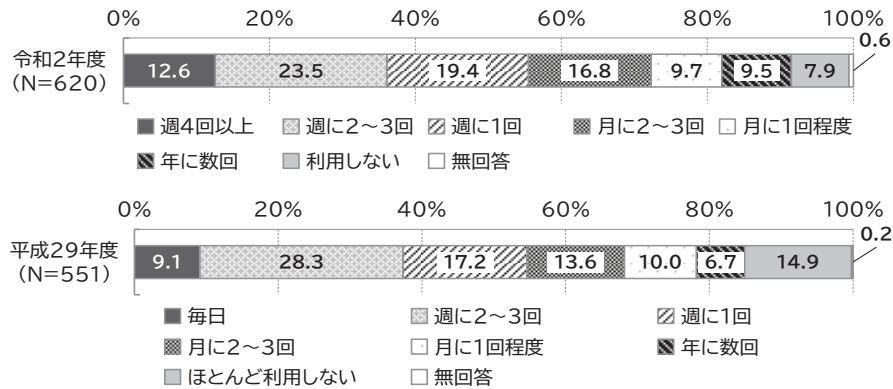
出典：事業所母集団データベース(総務省統計局)「令和元年年次フレーム^注」を基に区で集計
注) 基準時点：令和元年6月1日

就業者数対前年増減（東京都）及び完全失業率（東京都、全国）の推移



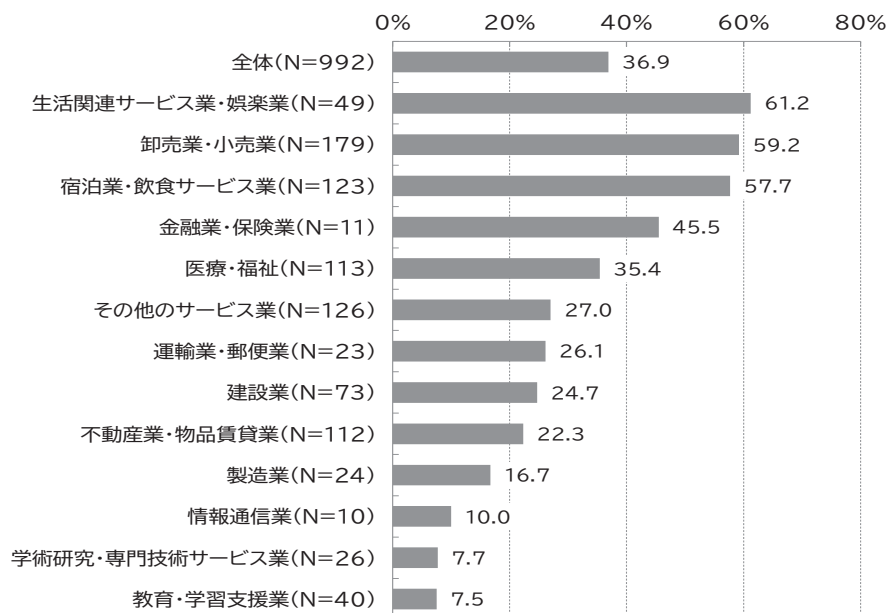
出典：東京の労働力（労働力調査結果）令和3年平均結果（東京都総務局）

区内商店街の利用頻度



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

区内商店会への加入状況（業種別）



出典：令和2年度杉並区産業実態調査

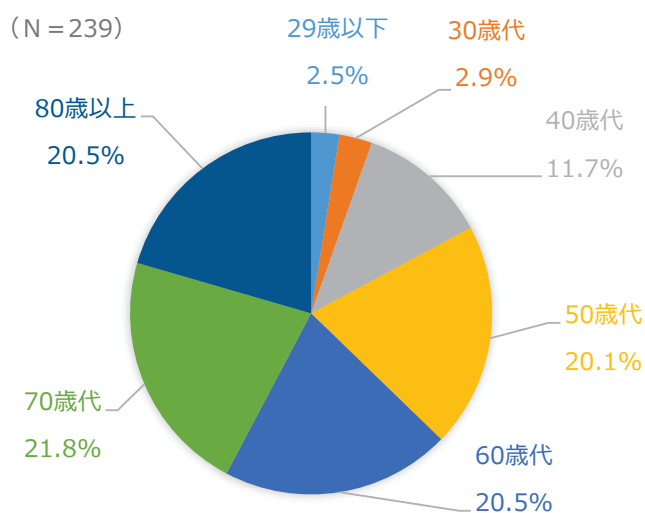
杉並の観光資源

(N=334 複数回答)

分類	回答数	主な回答
自然・緑・公園・川	109件	善福寺川 神田川周辺の遊歩道 公園の緑の多さ 水辺の広場 野鳥の森 自然豊かな公園
アニメ	61件	アニメ産業 アニメーションに関する展示施設
文化芸術	52件	サブカルチャー 歴史的な遺跡(有名人の旧屋敷など)
街の雰囲気・街並み	43件	起伏があり美しく落ち着いた街並み 静かな街
個人商店	29件	高円寺の古着 アンティーク 古本
飲食店	23件	杉並区でしか食べられないグルメの豊富さ(飲み屋やカフェなど) 中央線沿線(高円寺～西荻窪)の個性的な飲食店
神社仏閣	23件	神社仏閣 井草八幡宮 荻窪八幡神社 大宮八幡宮
イベント・まつり	22件	高円寺阿波踊り セタ祭り ジャズフェスティバル
商店街	22件	昔ながらの商店街 個性的な商店のある商店街
人	10件	杉並区の間人らしい心性 杉並区民そのもの 人情
農業・農作物	6件	おいしい農作物 新鮮で安くておいしい無人販売野菜
なみすけ	6件	なみすけ
その他	14件	地元感 アンネのバラ 保育園 学校 教育 子育てに適した街

出典：令和2年度杉並区産業実態調査

区内農業従事者の年齢構成



出典：杉並区産業振興センター資料（令和3年度）

平成26年3月18日
条例第2号

杉並区では、良好な住宅都市として発展する中で、商業、工業、農業をはじめ、情報関連産業やサービス業等様々な産業が営まれてきた。

これからの杉並区を、地域ににぎわいと活力を生み出す産業と住環境とが調和した、より質の高い住宅都市へと発展させていくためには、全ての事業者、区民及び区は、相互に協力し、産業の持つ多面的な機能と魅力を高め、さらにその機能と魅力を将来に伝えていかなければならない。

そのためには、より豊かに安心して暮らせるまちづくりという観点に立って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、商業、工業、農業といった枠組みを越えた横のつながりを意識した新たな取組や、地域の特性や事業者の意欲と多くの人々の力が生かされる取組等を進めていく必要がある。

これらの取組に向けて、産業振興における基本方針と施策の方向性を明らかにするとともに、全ての人々が手を携えて、杉並らしい産業を振興していくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興（区における産業の振興をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 産業経済団体 区内に存する商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。）、商店会（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。）その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものをいう。

(基本方針)

第3条 産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 住環境と調和した産業振興を図ること。
- (2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。
- (3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
- (4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。
- (5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
- (6) 区民の安定的な就労を促進すること。
- (7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
- (8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動への積極的な参加及び応分の負担を行う等、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならない。

3 事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

4 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上昇等に努めなければならない。

5 事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。

2 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。

3 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。

4 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。

(区民の理解と協力)

第6条 区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内産品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例（平成16年杉並区条例第41号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際、現に存する杉並区産業振興計画は、第5条第4項の規定により定められた産業振興に関する計画とみなす。

(設置)

第1条 産業の振興に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、産業の振興に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員28人以内をもって組織する。

(1) 区内の産業団体に属する者 10人以内

(2) 産業関係者 10人以内

(3) 学識経験者 3人以内

(4) その他区長が適当と認める者 5人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第3条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。

(基本理念)

第三条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

3 都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都市農業を営む者等の努力)

第六条 都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 都市農業振興基本計画等

(都市農業振興基本計画)

第九条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針
 - 二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方計画)

第十条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、農産物の生産に必要な施設の整備、都市農業の特性に応じた農業経営の展開のための技術及び知識の普及指導、都市農業に関連する諸制度についての情報の提供、都市農業の経営の安定向上に資するための農村地域における営農との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮)

第十二条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に発揮されるよう、これらの機能に係る計画における当該機能の位置付けの明確化、都市農業を営む者等とのこれらの機能の発揮に係る協定の締結、これらの機能の発揮に資する施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策)

第十三条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、直売所の整備、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供、学校給食等における地元産の農産物の利用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農作業を体験することができる環境の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する第三条第一項の機能のうち同項の場を提供する機能が発揮されるようにするとともに都市における農地の有効な活用が図られるようにし、及び都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができる環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における農作業の体験の機会の充実等)

第十七条 国及び地方公共団体は、前条の教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会を充実させるようにするものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十八条 国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動、都市農業を営む者と都市住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、都市農業に関心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、農業に関する知識及び技術の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。

(連携協力による施策の推進)

第二十一条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第十一条から前条までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。